

平成25年度
施策の基本方針

評価からはじめるまちづくり

平成24年12月
盛岡市

目 次

I	平成25年度に優先的に取り組む施策	．．．	1
---	-------------------	-----	---

II 各施策の基本方針 ※冒頭の数字は施策のコード番号

★ いきいきとして安心できる暮らし

1-1	健やかに暮らせる健康づくりの推進	．．．	2
1-2	地域をリードする医療体制の確立	．．．	3
1-3	共に歩む障がい者福祉の実現【主要施策】	．．．	4
1-4	高齢社会に適応した高齢者福祉の充実【主要施策】	．．．	5
1-5	暮らしを支える制度の充実と自立支援	．．．	6
1-6	みんなで支える子育て支援の展開【主要施策】	．．．	7
1-7	ふれあいが広がる地域福祉の実現	．．．	8

★ 安全な暮らし

2-1	自然災害対策の推進【予算重点配分施策】	．．．	9
2-2	火災に強い消防体制の構築	．．．	10
2-3	市民生活を守る安全対策の充実	．．．	11

★ 心がつながる相互理解

3-1	元気な地域コミュニティ活動の推進	．．．	12
3-2	人権を尊重する地域社会の形成	．．．	13
3-3	多様な国際交流・地域間交流の推進	．．．	14
3-4	快適な情報ネットワークの実現	．．．	15

★ 共に生き未来を創る教育・文化

4-1	将来を担う次世代の育成【主要施策】	．．．	16
4-2	いつでもどこでも学ぶことができる環境の構築	．．．	17
4-3	生涯にわたり楽しめるスポーツ・レクリエーション ライフの実現【予算重点配分施策】	．．．	18
4-4	豊かな心を育む芸術文化活動の支援	．．．	19
4-5	歴史を受け継ぐ文化遺産の保護・活用	．．．	20

★ 活力ある産業の振興

5-1	活力ある農林業の振興【主要施策】	・・・	21
5-2	まちに活力を与える工業の振興【主要施策】	・・・	22
5-3	多様で活発な商業・サービス業の振興【主要施策】	・・・	23
5-4	地域資源をいかした観光・物産の振興【予算重点配分施策】	・・・	24
5-5	安定した雇用の創出と良好な労働環境の促進【主要施策】	・・・	25

★ 環境との共生

6-1	生活環境の保全	・・・	26
6-2	かけがえのない自然との共生	・・・	27
6-3	地球環境への貢献【予算重点配分施策】	・・・	28

★ 快適な都市機能

7-1	適正な土地利用計画の推進	・・・	29
7-2	魅力ある都市景観の形成	・・・	30
7-3	快適な居住環境の実現【主要施策】	・・・	31
7-4	うるおいのある公園・街路樹の確保	・・・	32
7-5	いつでも信頼される上水道事業の推進	・・・	33
7-6	健全な水環境・良好な水循環の創出	・・・	34
7-7	にぎわいのある市街地の形成	・・・	35
7-8	都市活動を支える交通環境の構築【主要施策】	・・・	36

★ 信頼される質の高い行政

8-1	健全な財政運営の実現	・・・	37
8-2	計画的で効率的な行政運営の推進	・・・	38
8-3	市民とともに作る行政の実現	・・・	39
8-4	市民の負託に応える組織の構築・人材の育成	・・・	40
8-5	より便利な行政サービスの構築	・・・	41
8-6	自治の確立を目指す取組みの強化	・・・	42

平成 25 年度に重点的に取り組む施策

平成 25 年度に重点的に成果向上に取り組む施策については、施策優先度評価結果に基づき、東日本大震災の経験を踏まえた都市戦略課題や社会経済情勢の状況等を総合的に勘案し、「防災体制の強化」「環境啓発活動と再生可能エネルギーの普及促進」「広域の観光資源と連動した観光客誘致活動」「平成 28 年国体の開催に向けた組織体制の充実と施設の整備」などの観点から、予算重点配分施策 4 施策と主要施策 10 施策を選定しました。

○予算重点配分施策（優先的に予算を配分し、重点的に成果向上に取り組む施策）

予算重点配分施策 自然災害対策の推進 → 9 ページ

予算重点配分施策 生涯にわたり楽しめるスポーツ・レクリエーションライフの実現 → 18 ページ

予算重点配分施策 地域資源をいかした観光・物産の振興 → 24 ページ

予算重点配分施策 地球環境への貢献 → 28 ページ

○主要施策（成果の向上を図る施策）

主要施策 共に歩む障がい者福祉の実現 → 4 ページ

主要施策 高齢社会に適応した高齢者福祉の充実 → 5 ページ

主要施策 みんなで支える子育て支援の展開 → 7 ページ

主要施策 将来を担う次世代の育成 → 16 ページ

主要施策 活力ある農林業の振興 → 21 ページ

主要施策 まちに活力を与える工業の振興 → 22 ページ

主要施策 多様で活発な商業・サービス業の振興 → 23 ページ

主要施策 安定した雇用の創出と良好な労働環境の促進 → 25 ページ

主要施策 快適な居住環境の実現 → 31 ページ

主要施策 都市活動を支える交通環境の構築 → 36 ページ

■ これからの課題 ■

- 1 市民の健康増進を図るため、市民自らが生活習慣を改善して発病を予防する「一次予防」と、健康診査・がん検診等受診促進により病気の早期発見・早期治療を進める「二次予防」に重点をおいた取組が必要です。
- 2 生活習慣を起因とする高血圧、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病が年々増加しており、「メタボリック症候群」¹が疑われる早期の段階から、生活習慣病の発症を防止する取組が必要です。
- 3 社会情勢の変化に伴い、うつ病や自殺者が増加しており、こころの健康づくりが重要となっています。
- 4 乳幼児や児童、高齢者等が感染症にかかったり、病気がまん延することを防止する必要があります。
- 5 市保健所の機能を活用し、市民生活に直結する保健衛生情報及びサービスを迅速で効率的に提供する必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 健康診査・がん検診の受診率向上のため、個人通知や広報、地域回覧等による周知を行い、健康づくり意識の高揚を図ります。
- 2 市民一人ひとりが生活習慣改善の必要性に気付き、望ましい生活習慣を身に付けるために、各種健康づくり教室、病態別栄養教室などの集団健康教育や健康相談を行い、正しい知識の普及啓発を図るとともに、地域に根差した健康づくりが推進できるよう、保健推進員等の健康づくりサポーターを育成し、活動を支援します。
また、特定健診の結果から選定された要保健指導者に、個人の健康課題に応じた特定保健指導²を行い、生活習慣の改善を支援します。
- 3 心の病気や休養の必要性について、正しい知識を普及啓発するとともに、精神保健関係の講座・講演会を開催します。また、こころの健康相談窓口について周知を図り、気軽に相談しやすい体制づくりに努めながら、盛岡市自殺対策推進連絡会議等を通じ、関係機関等の連携による自殺対策を推進します。
- 4 予防接種法による各種の予防接種を行うほか、乳幼児対象のインフルエンザ予防接種に対して助成をします。
- 5 健康診査等の保健事業とともに、精神・難病・感染症対策や学校、事業所等に対する栄養改善指導等の専門分野に関する一貫した総合的なサービスを提供するほか、感染症の集団発生、食中毒の発生等の健康危機管理に努めます。

¹ メタボリック症候群：内臓脂肪型肥満（内臓に脂肪が蓄積した肥満）によって、高血圧や脂質異常、高血糖等になり、様々な病気が引き起こされやすくなった状態のことです。

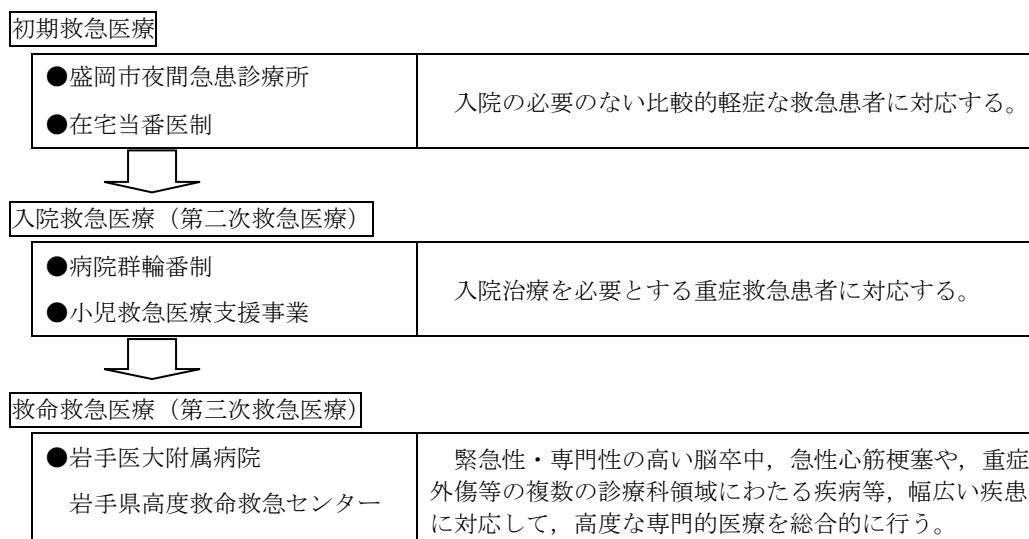
² 特定保健指導：医療保険者が行う特定健診により、国の基準で選定された要保健指導者に対し、一定のプログラムで行う指導（動機付け支援、積極的支援等）のことです。

■ これからの課題 ■

- 1 すべての人がいつでも必要な医療サービスを受けられる医療体制の整備が求められています。
- 2 医師の確保は、個々の自治体のみでは困難であり、県全体で継続的に取り組む必要があります。
- 3 夜間などに比較的軽症な救急患者が、第二次・第三次救急医療機関に集中することは、重症患者の治療の妨げや医師の過重労働による疲弊など、医療現場に大きな影響をもたらしていることから、症状に応じた適切な受診を促進していく必要があります。
- 4 市立病院は、医療を取り巻く環境の変化や市民の医療ニーズの多様化に対応しながら、盛岡保健医療圏において他の医療機関との連携のもとに、公立病院としての役割を十分に発揮し、市民に良質な医療を提供していく必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 医療機関の連携と機能分担を図り、信頼される地域医療と救急体制の維持に努めます。
- 2 県及び県内各市町村と協力して、将来県内の公立病院に従事しようとする医学生に対して、市町村医師養成修学資金の貸付けを実施し、医師の養成、確保に努めます。
- 3 夜間における安定した救急医療体制を維持するため、日中の受診や夜間急患診療所への症状に応じた適切な受診について周知・啓発を行うとともに、初期救急医療³機関として夜間急患診療所の安定的な運営に努めます。
- 4 市立病院では、亜急性期患者⁴の受入れを中心とした他の医療機関との連携を推進するとともに、「第2次経営改善計画」に基づき、収益の確保と費用の一層の節減を行うなど、引き続き経営の改善に取り組みます。



³ 初期救急医療：入院治療の必要がなく外来で対処しうる帰宅可能な患者へ対応する救急医療のことです。盛岡広域医療圏では、下図のとおり初期～第三次までの救急医療の体制をとっており、市は夜間急患診療所において、初期救急医療を担っています。

⁴ 亜急性期患者：病気のなりはじめの自・他覚症状の激しい時期（急性期）が一段落し、症状も徐々に回復し安定していく時期にある患者をいいます。

■ これからの課題 ■

- 1 障がいのある人もない人も地域の中で自立した社会生活を送ることができるような条件を整え、共に生きる社会の実現が求められていることから、地域の実情や障がい者の状況に応じて柔軟に実施できる事業を推進していく必要があります。
- 2 今後においても、障がい者の障がいの特性等に応じた必要なサービスを提供し、障がい者の自立と社会参加の実現を図っていく必要があります。
- 3 現在、国において進められている「障害者制度改革」の中で、「障害者総合支援法」に基づき、制度の谷間のない支援の提供など支援体制の整備に向けて、適切に対応していく必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 障がい者の障がい程度や介護者、居住などの実情を踏まえ、居宅介護（ホームヘルプ）や短期入所（ショートステイ）、共同生活介護（ケアホーム）⁵、共同生活援助（グループホーム）⁶、補装具⁷の給付、児童デイサービスなど、必要とする障がい福祉のサービスを提供し、障がい者の自立と社会参加の実現を図ります。
- 2 障がい者の地域における生活を支援するため、相談支援事業や手話通訳者・要約筆記奉仕員の派遣、地域活動支援センター事業⁸、日中一時支援事業⁹、日常生活用具の給付、障がい者スポーツ大会の開催、点字広報の発行などの事業を実施します。
- 3 「障害者総合支援法」に基づき、新たに障がい者の範囲に含まれる難病患者等に対し、障害福祉サービスなどの支援を実施します。

⁵ 共同生活介護（ケアホーム）：夜間や休日に、入浴、排せつ、食事などの介護援助を受けながら、共同で生活する場です。

⁶ 共同生活援助（グループホーム）：夜間や休日に、相談など、日常生活上の援助を受けながら共同で生活する場です。

⁷ 補装具：障がい者の身体機能を補完、または代替するため、長時間にわたり継続して使用する義肢、歩行器、車いす、補聴器などです。

⁸ 地域活動支援センター

創作的活動や生産活動の機会の提供に加えて、次の区分に応じて事業を行う施設です。

I 型—専門職員を配置し、相談支援事業等を行います。

II 型—雇用、就労が困難な障がい者に対し、機能訓練、社会適用訓練等を行います。

III 型—地域の障がい者団体等が行う通所による支援事業であり、地域の相談窓口や地域との交流事業、センター間の連携事業を行います。

⁹ 障がい者の家族の就労や障がい者を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保するため、障がい者に対する見守り、日常的な訓練又は創作活動の機会を提供する事業です。

■ これからの課題 ■

- 1 高齢化が急速に進行する中、高齢者の社会参加と生きがいづくり等に対し、多様な支援が求められています。一方で、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯の増加も見込まれています。今後、高齢者を地域全体で支える新たな仕組みづくりが課題となってきます。
- 2 介護状態になることを防止するため、要介護状態になる可能性の高い高齢者を把握するとともに、介護予防事業への参加を働きかける必要があります。また、要支援・要介護高齢者となっても、住み慣れた地域で主体的な取組やサービスの提供が受けられるよう、地域で支える仕組みとして、地域包括支援センター¹⁰を中核とした関係機関とのネットワーク機能、いわゆる地域ケア体制を構築していく必要があります。
- 3 高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者も増加し、また、介護保険給付費が年々増大しています。介護保険制度の安定的な運営を確保し、適切なサービスを提供するためにも、介護給付の適正化事業を推進する必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 高齢者の多様な生きがい活動の拠点として、老人福祉センター等の整備充実を図り、老人大学や老人作品展、老人スポーツ活動の場を提供するとともに、老人クラブ活動の促進を図ります。
また、ひとり暮らし高齢者の見守りや認知症高齢者への地域支援等の体制づくりなどを推進するため、市社会福祉協議会や地区福祉推進会等の地域団体と連携しながら、地域住民相互の支え合い活動を支援します。
- 2 要支援、要介護状態にならないよう、運動機能の向上や栄養改善、口腔機能の向上を図るなど、介護予防事業を促進します。
また、介護サービス施設の計画的な整備により、施設入所待機者の解消を図るとともに、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域ケア体制の中核拠点として、7箇所の地域包括支援センター、12箇所の介護支援センター¹¹をネットワークで結び、連携して、相談支援や情報提供などを行います。
- 3 新規の要介護認定調査については、市が直接行うほか、介護サービス事業者に対する制度内容の周知、助言、指導・監査等の実施や、サービス利用者等に対する制度内容等の周知、居宅介護サービス計画の作成等を行う介護支援専門員に対する定期的な研修の実施などにより、引き続き介護給付の適正化に努めます。

¹⁰ 地域包括支援センター：地域の高齢者の健康維持、生活の安心、保健、福祉の向上と増進のために必要な援助、支援を行う機関として設置しています。地域支援事業として、「介護予防事業」、「総合相談、権利擁護事業」、「包括的、継続的マネジメント」及び「任意事業」を担う地域の中核機関です。

¹¹ 介護支援センター：地域包括支援センターへの相談をつなぐための初期相談窓口業務を行う機関です。

■ これからの課題 ■

- 1 当市の生活保護受給者は、平成 24 年 9 月末現在では 3,738 世帯、5,303 人で、前年同期と比較して増加しています。依然として失業や傷病による収入の減少を理由とした保護申請が多くなっており、生活保護受給者の増加傾向は、今後も続くと想定されます。
- 2 国民健康保険事業については、景気の低迷などに伴い保険税収入が伸び悩む一方で、保険給付費は増加傾向が続いていることから、税率の引き上げや国民健康保険財政調整基金の取り崩し、一般会計からの法定外繰入により運営してきたところですが、基金残高が底をつき、収納率の大幅な上昇も見込めない状況にあることから、今後の国保財政は、より一層厳しくなることが想定されます。
- 3 後期高齢者医療制度については、制度運営を担う岩手県後期高齢者医療広域連合¹²と連携しながら適正に事務を遂行していますが、今後は、国が検討している高齢者医療制度の見直しに対応する必要があります。
- 4 住宅に困窮している低所得者へ市営住宅を提供しながら、適正な管理と建替事業などを行い、居住環境の向上を図る必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 生活保護は最低限度の生活を保障するとともに、自立助長を目的としており、今後も稼働能力のある人に対しては、就労支援相談員やケースワーカーがハローワーク等との連携を図りながら、きめ細かな就労支援を行うほか、職場体験等事業により経済的自立や社会参加の促進を図ります。
また、就学支援相談員による、被保護世帯の中학생・高校生への進学・就学支援や保護者への養育支援を通じて、生活保護世帯の子どもの将来の自立を図り、貧困の連鎖の解消に努めます。
- 2 国民健康保険事業では、資格の適正化や療養費等の通知などにより医療費適正化対策を講じるとともに、特定健診や人間ドックによる生活習慣病や病気の重症化の予防対策、訪問保健指導の実施により医療費の抑制を図ります。また、国保税の滞納については、納税者の事情に応じた納付相談を行うとともに、催告や滞納処分を適切に実施するほか、納税推進センターで電話による早期納付の呼びかけを行い、収納率の向上を図ります。
- 3 後期高齢者医療制度では、市の役割である保険料の徴収や窓口業務を適切に行うとともに、後期高齢者医療制度の見直しに関する国の動向を注視し、制度改正に応じた体制の構築を図ります。
- 4 住宅に困窮する低所得者に対して、公営住宅法に基づき低廉な家賃で市営住宅を提供し、生活の安定と福祉の増進に努めます。

¹² 岩手県後期高齢者医療広域連合：後期高齢者医療制度の財政運営の広域化と安定を図るため、岩手県内の全市町村が加入し組織された団体で、被保険者の資格管理や保険料の賦課、保健事業に関する事務を行っています。

■ これからの課題 ■

- 1 子育てに不安を持つ保護者の相談や虐待事例の通報が増加傾向にあることから、子育て支援サービスの一層の充実が求められています。
- 2 子どもたちが地域社会の中で、心豊かに健やかに育まれる環境づくりを推進するため、子どもたちの安心で安全な活動拠点づくりが求められています。
- 3 保育所の待機児童及び多様化している保育ニーズに対応するため、保育所の受入れ態勢の整備と、より効率的で多様なサービスの提供が必要となっています。
- 4 子育て家庭における子育て費用の経済的負担の軽減が求められています。
- 5 安心して子育てをするために、子どもを連れていても気軽に外出できる安全で快適な生活環境を整備する必要があります。
- 6 妊娠、出産、子育てが安心してできるよう、健康診査の充実が求められています。

■ 基本的方向 ■

- 1 子育ての負担感等を緩和し、安心して子育てができる環境を整備するため、地域子育て支援拠点（地域子育て支援センター¹³やつどいの広場¹⁴）の機能の充実を図ります。
また、児童委員や児童相談所、保健所、医療機関、学校、保育所など関連機関等の緊密な連携の下、虐待の早期発見、早期対応、そして再発防止に至るまで、切れ目のない児童虐待防止に関する施策を推進します。
- 2 安心で安全な子どもの活動拠点を確保するため、(仮称)土淵児童館の整備や放課後児童クラブの設置に取り組み、放課後児童健全育成事業の充実を図ります。
- 3 保育所の入所定員の拡大等により、待機児童の解消を図るとともに、多様な保育サービスを実施するほか、子育てに関する施策全体の充実を図ります。
また、保育所の民営化に引き続き取り組みます。
- 4 子育て家庭の経済的支援をするため、保育料軽減を継続するとともに、地域社会全体で子育てを支える取組である子育て応援パスポート¹⁵事業の協賛企業の拡大やPRに努めます。
- 5 子どもの安全を確保するため、継続的に公共施設や道路、公園等から危険箇所を除去し、安全な環境づくりに努めるとともに、赤ちゃんの駅¹⁶設置事業に取り組み、子ども連れでも外出しやすい環境づくりに努めます。
- 6 母体と胎児の健康管理を図り、安心して妊娠、出産できる環境を整えるため、妊婦健康診査の充実と乳幼児健診の定期実施により、病気の早期発見と健康管理の啓発に努めます。

¹³ 地域子育て支援センター：育児のノウハウを蓄積している保育所が、地域の子育て家庭に対し、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、子育て関連情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習、保育園開放等種々の事業を行い、地域に密着した子育て支援を行うものです。

¹⁴ つどいの広場：広場を開設し、親子の交流の場の提供、子育てに関する相談・援助、子育て関連情報の提供、子育てや子育て支援に関する講習を行うものです。

¹⁵ 子育て応援パスポート：子育て中の世帯が市内協賛店にパスポートを提示することにより、企業等がそれぞれの子育て応援サービスの提供を行い、地域社会全体で子育て支援を行なうものです。

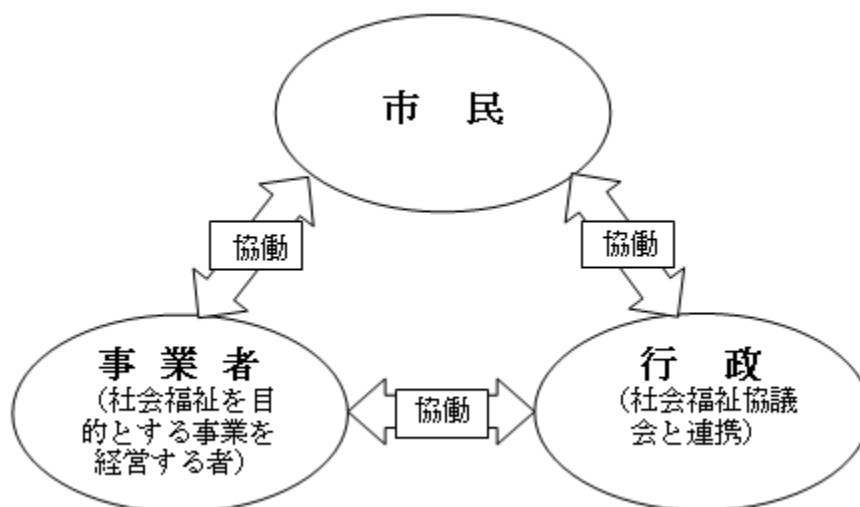
¹⁶ 赤ちゃんの駅：公共施設や商業施設に「授乳」や「オムツ替え」ができるスペースを設け、赤ちゃんの駅として指定を行い、乳幼児を連れた保護者の子育て支援を行なうものです。

■ これからの課題 ■

- 1 社会経済状況の変化や少子高齢化が急速に進む中、核家族化や単身世帯の増加などの影響で、地域住民のつながりが希薄となり、地域で人と人が支え合う環境が整うよう推進する必要があります。
- 2 東日本大震災の経験から、地域で高齢者や障がい者などの災害時要援護者を支える体制をさらに強化する必要があります。
- 3 地域における支え合いの意識を醸成するため、ボランティア活動や地域福祉活動を活性化していく必要があります。
- 4 各福祉分野の連携を図りながら、総合的に福祉行政を推進するため、高齢者、障がい者、児童などの社会福祉に関する事項について、市社会福祉審議会の意見を福祉施策に反映させる必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 だれもが住み慣れた地域で、いきいきとして安心して暮らせるよう、市民・事業者・行政の協働のもとに、人と人が支え合う地域社会づくりを進めるため、その中心的な役割を担う地区福祉推進会や地区民生委員協議会の活動を支援します。
- 2 災害時要援護者の名簿を作成して、町内会、自主防災組織等の関係機関に提供し、災害時の避難支援や日ごろの見守りなどに活用し、地域における支え合い活動の推進を図ります。また、「市災害時要援護者避難支援ガイドライン」により、地域における災害時要援護者の避難支援対策に向けた取組を強化します。
- 3 自助、共助、公助の役割を明確にし、市民・事業者・行政が連携して、地域福祉活動やボランティア活動を進めるため、市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と連動したモデル地区の取組を積極的に地域に情報提供しながら、住民による地域福祉活動を促進します。
- 4 市社会福祉審議会における、社会福祉に関する事項の調査審議を受け、その内容や意見を福祉施策に反映させます。



協働による地域福祉の推進・・・自助・共助・公助

■ これからの課題 ■

自然災害による被害を軽減するためには、「自助」、「共助」、「公助」¹⁷の取組が重要であり、また、円滑な災害対応を行うためには、バランスのとれたハード事業とソフト事業の展開が必要です。

また、全国的に、自然災害に限らず住民の安心・安全を脅かす事案が続いていることから、様々な危機に対応できる市の体制づくりが必要です。平成23年度に策定した盛岡市危機管理指針を踏まえ、危機管理体制の充実を図ります。

- 1 市における自主防災組織の組織率は、17年度末の18.0%から23年度末には71.5%と上がってきていますが、岩手県の72.5%及び全国の75.8%と比較すると、まだ低い状況にあり、町内会を基本とした自主防災組織の結成をさらに推進するとともに、災害時に効果的な活動ができるよう結成後の継続した訓練等の実施が必要です。
- 2 盛岡南地区都市開発に伴い、増加する雨水への対応のため、5年度から都市基盤河川改良事業として南川の改良事業を進めているところですが、事業の進捗率は27.3%であり、流域の浸水被害を防ぐためにも事業を進める必要があります。
- 3 市民と市の的確な情報伝達・情報収集により被害の軽減を図る必要性から作成された防災マップが、16年度に旧市域に配布以降は作成していないことから、玉山区を含めた防災マップを作成する必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 市民の防災に対する意識の醸成を図り、町内会単位など、地域の実情に沿った自主防災組織の結成促進を図るとともに、結成後の自主防災組織の訓練指導や助言、リーダーの育成研修の開催など、育成強化に努めます。
- 2 盛岡南地区の雨水排水放流先としての機能を早期に確保するため、市は国道4号横断部を含む上流側を都市基盤河川改良事業で施行し、下流側を岩手県が総合流域防災事業で施行するとともに、JR西側区間の道明地区土地区画整理事業区域内及び下飯岡地区の整備方針について検討を行い、流域内の浸水被害を防ぐことができるよう取り組みます。
- 3 東日本大震災を踏まえ、市民一人ひとりが日頃から防災情報を知り、災害時の被害を軽減するため、24年度に構築する「盛岡市災害情報連携システム」と一体的な防災マップの改定や、様々な広報媒体を活用した防災情報の提供に取り組みます。



自主防災組織リーダー研修

¹⁷ 自助・共助・公助：災害時には、まず「自助」として自分の身を守ることが第一です。次に、隣近所の人たちと協力し合う「共助」が重要です。公的な支援活動（「公助」）が開始されるまでは、自助及び共助で活動をしていくことが大切です。

■ これからの課題 ■

- 1 複雑多様化, また高齢化が進む現代社会において, 火災をはじめとする各種災害に迅速かつ的確に対応し, 市民の生命, 身体及び財産を守るため, 消防職員の増員や消防車両の更新のほか, 消防庁舎建設や防火水槽などの消防防災施設等の整備を進める必要があります。
- 2 火災から市民の生命を守るため, 住宅防火対策の啓発や事業所の防火管理体制の徹底などにより, 防火意識の高揚を図る必要があります。
- 3 災害応急対策の拠点機能が求められる盛岡中央消防署庁舎の移転建設, その移転により生じる消防体制の空白地域解消のための出張所新設及び消防・救急無線のアナログ方式からデジタル方式への移行(平成28年5月31日が移行期限)について推進する必要があります。
- 4 地域に精通し, 大きな防災の力として活躍する消防団員が, 年々高齢化や減少傾向にあることから, 消防団員を確保するためにも処遇の改善や装備品, 消防屯所や消防防災拠点施設の整備充実を図る必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 災害に強い安全なまちづくりのため, 「消防力の整備指針」¹⁸を踏まえた警防人員, 消防施設の整備を計画的に推進します。
- 2 春・秋の火災予防運動や住宅用火災警報器の設置促進について, 自主防災組織や婦人防火クラブなど関係団体との連携を図りながら行い, 市民一人ひとりの防火意識の高揚を図ります。
- 3 高機能消防指令センター等を備えた災害応急対策拠点としての盛岡中央消防署の建設と消防体制の空白地域解消のために山岸出張所の新設をPFI事業手法で整備及び消防・救急無線のデジタル化の移行を28年度完成に向け計画的に進めます。
- 4 事業所等の従業員が消防団に入団しやすく, かつ消防団員として活動しやすい環境整備を進めるため, 「消防団協力事業所表示制度」¹⁹のさらなる拡大を図りながら消防団員の確保に努めるとともに, 消防団員の資質向上や処遇改善, 消防屯所や消防防災活動拠点の整備・充実を計画的に推進します。



消防団協力事業所表示制度



盛岡市消防演習

¹⁸ 消防力の整備指針：国（消防庁長官）が地方自治体（都道府県・市町村）に対し、目標とすべき消防力（施設・人員等）の整備水準を示すために定めた告示です。

¹⁹ 消防団協力事業所表示制度：消防団活動に積極的に協力している事業所に、市町村が消防団協力事業所表示証（シルバーマーク）を交付する制度です。交付した事業所等のうち、特に顕著な功績が認められるものには、消防庁が、消防団協力事業所表示証（ゴールドマーク）を交付します。

■ これからの課題 ■

- 1 市の交通事故発生件数は、平成15年以降、減少傾向が続いていますが、高齢者が関係する交通事故が増加傾向にあります。23年は交通事故死者7人中4人を高齢者が占めており、高齢者を交通事故から守る取組が重要となります。
- 2 市の刑法犯認知件数は、13年以降、減少傾向が続いていますが、子どもに声をかけたりするなどの不審者情報が後を絶たない状況にあります。
 犯罪の被害に遭わないよう、安全で住みよいまちづくりを進めるためには、「地域の安全は地域で守る」という観点から、地域ぐるみでの取組が推進されるよう支援していく必要があります。22年4月に施行された「盛岡市防犯活動推進条例」に基づき、地域で行われる防犯活動に対する支援や市民の防犯意識の向上等の取組が重要となります。
- 3 悪質商法や振り込め詐欺等の被害が多いことなどから、消費者被害の救済やその予防等、消費者の保護と自立支援への取組を進める必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 子どもを対象とした交通安全教室のほか、高齢者を対象とした在宅訪問指導、交通安全シルバー推進員²⁰を対象とした交通安全教室の開催など、高齢者に対し交通安全意識の浸透を図ります。
- 2 地域における自主的な防犯活動に対する支援や、市民の防犯意識向上のための啓発活動や情報提供などの防犯対策を推進します。
- 3 訪問販売、電話勧誘、クレジット契約、多重債務など消費者被害の救済、生活上の問題を解決するための相談、あっせんを行います。
 また、関係部署において多重債務問題を抱える市民を積極的に把握して債務整理を支援するとともに、関係機関と連携しながらその後の生活再建を支援するほか、高齢者や勤労者、学生を対象に悪質商法や多重債務、金銭教育等に関する講座の開催や、広報紙を活用した啓発により消費者意識の高揚を図ります。

保育園での交通安全教室



子どもの金銭教育に関する出前講座



²⁰ 交通安全シルバー推進員：高齢者の交通安全意識の高揚を図るために、各老人クラブからの推薦により市長が委嘱した人で、交通安全の啓発活動などを行います。

■ これからの課題 ■

- 1 コミュニティ活動²¹のさらなる活性化を図るため、コミュニティリーダーを養成する必要があります。
- 2 コミュニティ組織²²を構成し、その活動の基盤となっている町内会・自治会においては、高齢化の進展や役員のなり手がいない、地域住民の町内会・自治会活動への参加が少ないなど、様々な課題をかかえています。

地域コミュニティ活動を活性化し、元気なまちをつくっていくためには、これらの課題を解決しながら、構成団体である町内会・自治会の活動の活性化を図る必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 地域住民のコミュニティ活動への参加や住民同士の活発な交流の中心的役割を担うリーダーの育成を図るため、コミュニティリーダー研修会を開催します。
- 2 地域の特性を生かした主体的なまちづくりが推進されるように、地域活動の情報提供を行い、市役所の窓口では町内会・自治会への加入や活動への参加を呼びかけるチラシを配布します。

また、町内会・自治会の事務負担を減らすため、市に対する各種申請書類の提出窓口を増やすほか、公衆街路灯電気料補助金の申請手続きの簡素化を進めます。さらに町内会・自治会の自主的な活動を促進するため、町内会・自治会が行う各種事業等に助成するほか、町内会連合会の運営費を助成します。

また、新市建設計画に基づいて、玉山区にコミュニティセンターの整備を推進します。



コミュニティの活性化をテーマにした研修会

²¹ コミュニティ活動：コミュニティ組織による活動のほか、町内会・自治会による活動など、地域住民による自主的な活動をいい、その目的は自分たちの住む地域をみんなで住みよいものにしていこうとするものです。

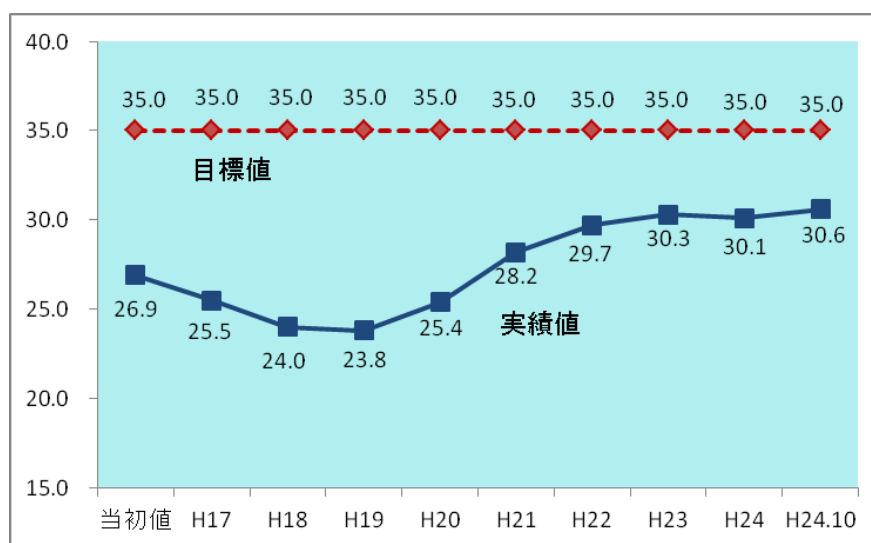
²² コミュニティ組織：地域の課題に取り組み、市全体が均衡のとれた発展をしていくためには、ある程度の広さと人口を対象とする必要があります。市では、中学校区程度の広さを目安に、おおむね人口1万人から2万人を基準に、複数の町内会・自治会で構成する地区を、コミュニティ推進地区として設定しており、現在30のコミュニティ組織が結成されています。

■ これからの課題 ■

- 1 男女共同参画意識の高揚と活動支援に関しては、企業、地域など社会全般において指導的地位における女性の登用が少ないことなどから、庁内の審議会等における女性委員就任率が目標を下回り、更なる社会参加が望まれています
- 2 平和・人権啓発の推進に関しては、昭和 59 年の宣言時からの時間の経過などがあり、市民アンケート調査において、「非核平和都市宣言を知っている」と答えた市民の割合が減少してきています。
- 3 配偶者等からの暴力（DV）は、基本的人権の重大な侵害であり、その防止や被害者保護のため様々な法整備がなされてきましたが、相談件数は増加傾向にあります。DV防止のための啓発や被害者支援の充実を一層推進する必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 男女共同参画意識の高揚と活動支援に関しては、女性の市政への参画を拡大するため、女性の人材育成に努めながら、それぞれの審議会で女性委員を積極的に登用するなど女性委員就任率を向上させる取組を強化します。
- 2 平和・人権啓発の推進に関しては、「非核平和都市宣言」の周知を図ります。
- 3 人権侵害である女性に対するあらゆる暴力をなくす環境づくりを推進するため、若年層に対する意識啓発など、DV防止のための啓発に努めるとともに、被害者支援の充実に努めます。



審議会の女性委員就任率 (%)

■ これからの課題 ■

- 1 国籍や民族等の違いに関わらず、全ての市民がお互いの文化的背景や考え方を理解し、地域社会を一緒に支える社会の実現に向けて、(財)盛岡国際交流協会をはじめとする民間団体と協働で国際相互理解と国際友好親善の促進を図っていく必要があります。
- 2 現在約1,300人の外国籍市民が居住していますが、在住する外国籍市民に対する様々な生活支援を行う必要があります。
- 3 地域間交流については、産業団体や文化団体、NPO、一般企業、及び市が加盟している北上川流域市町村連携協議会や秋田岩手地域連携軸推進協議会など、これらの様々な団体が母体となって、地理的つながりや歴史的つながりに基づく交流イベントが様々な分野で行われています。また、これまでの交流の深まりから、平成24年7月に沖縄県うるま市と友好都市提携を行っています。

これら事業に関して、関係団体との情報共有、連携・協力、市民への周知・啓発などを図り、円滑な実施と交流の促進、拡大に努める必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 幅広い交流を推進するために、(財)盛岡国際交流協会を支援し、異文化理解講座など各種イベントを開催し、国際交流に多くの市民が参加できるよう、講座やイベントの周知・啓発に努め、協会の賛助会員増加に取り組みます。
 - 2 外国籍市民に対し、基本的な生活ルール・災害時の対応等の情報を多言語で提供します。
 - 3 地域間交流については、事業を実施する関係団体との連携を図るとともに、各地域間交流イベントの充実、市民等への周知・啓発、次世代育成の観点から若年者の参加を促すほか、沖縄県うるま市とは、市民相互の理解と友情が深められるよう、より一層の交流促進に努めます。
- また、歴史・文化等をゆかりに交流が深まっている都市との連携交流について、さらに発展的な関係を構築できるよう今後のあり方を検討します。



外国籍市民と市民との交流（「アジアの屋台村」）



沖縄県うるま市との友好都市提携調印式

■ これからの課題 ■

- 1 インターネット上における、市民の交流の場として、もりおか地域SNS²³の運用を行っていますが、この周知と利用促進が課題です。また、インターネット公共端末については、設置場所の統廃合を含め、利用のあり方について検討が必要となっています。
- 2 本市においては、今後においても、光ファイバーのエリア拡大に向け、民間通信事業者への働きかけを行う必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 もりおか地域SNSへの市民の参加促進に努めます。また、公民館等の施設に設置しているインターネット公共端末は、デジタルデバイド（情報格差）の解消を図るほか、その他に利用できるサービスの拡大について検討を行います。
- 2 光ファイバーの未整備地区の状況把握に努めながら、引き続き通信事業者への整備の働きかけを行うとともに、ブロードバンド²⁴の利活用の検討を行います。



もりおか地域SNS マスコットキャラクター「もりぴょん」



インターネット公共端末

²³ 地域SNS（Social Networking Service）：SNSとはコミュニティ型のインターネットのサイトで、友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校、あるいは「友人の友人」といったつながりを通じて新たな人間関係を構築したりする場を提供する会員制のサービスで、地域SNSは日常的に日記や電子掲示板として利用したり、行政情報、地域情報などを入手したりすることができる地域向けの交流・情報提供サービスです。

²⁴ ブロードバンド：高速のインターネットを利用できる光ファイバーなどのデジタル回線やCATV（ケーブル・テレビ）、無線等を利用した高速・大容量通信です。

■ これからの課題 ■

- 1 盛岡の先人教育については、子どもたちの「夢」と「誇り」と「志」を育むため、家庭、地域等にも趣旨の理解が広がるよう内容の充実を図る必要があります。
- 2 学力検査において、小学校の国語、算数及び中学校の国語、数学、英語とも全国水準を上回っていますが、中学校の数学、英語は一層の向上を図る必要があります。
- 3 体力運動能力検査において、小学校は全国水準を下回っていますが、中学校では上回っています。小学校は一層の体力の向上を図る必要があります。
- 4 不登校については、新たな不登校児童生徒を出さない配慮が大切であり、児童生徒及び保護者への援助、学校復帰への取組とともに、関係機関等との連携が必要です。
- 5 市立小中学校等の配置については、少子化の進行等学校教育を取り巻く環境が変化しており、盛岡市小中学校適正配置基本計画に基づいて適正配置を検討していく必要があります。学校給食については、老朽化した施設・設備の整備などを計画的に進める必要があります。
- 6 学校施設等の整備については、盛岡市立小中学校耐震化計画に基づく耐震補強の推進と児童生徒急増地区への対応のほか、老朽施設の大規模改造工事や改築等を検討する必要があります。また、教材教具等備品の更新など、学習環境の整備充実を図る必要があります。
- 7 市立小・中・高等学校等における校内LANは未整備であり、校務の情報化や生徒指導、授業用資料等の作成の効率化を図るため、早急な整備が必要です。
- 8 子どもを取り巻く環境は大きく変化してきていることから、児童生徒・家庭・地域社会・学校・行政が連携を図り、それぞれの役割と責任を明確にしながら、地域の子どもは地域で育てるという教育振興運動への期待が高まっています。

■ 基本的方向 ■

- 1 先人教育については、先人に関わる授業や体験のための実践事例集の作成や委託研究校の指定、教員研修等小中学校での取組を中心に先人教育推進計画の推進を図ります。
- 2 学力向上については、教員研修の充実を図るとともに個に応じたきめ細やかな指導体制を確立します。市立高校では、学力向上と進路希望実現のため、コース制の充実やカリキュラムの見直し、入試制度の改善等、教育環境の整備と特色ある学校づくりに努めます。
- 3 体力運動能力の向上については、体育学習の充実や健康・安全に対する教育の取組を進めるとともに、学校体育施設も計画的な整備に努めます。
- 4 不登校については、一人ひとりの実態に即したきめ細かな指導を行い、新たな不登校児童生徒を出さない配慮、児童生徒及び保護者への援助、学校復帰への取組に努めます。
- 5 市立小中学校等の配置については、小規模化する学校の問題解決策として、複式学級である学校の解消を図ることに取り組みます。学校給食については、盛岡市立小中学校学校給食基本方針に基づき、施設・設備の整備や運営方法等に関する具体的な計画の策定に取り組みます。
- 6 学校施設等の整備については、盛岡市立小中学校耐震化計画に基づき、耐震補強を推進するとともに、学校施設等整備基本方針等に基づき計画的に整備を実施します。また、破損や老朽化が進んだ備品を更新し、学習環境の整備充実を図ります。
- 7 校内LANについては、校務の効率化のため、計画的な整備に努めます。
- 8 教育振興運動については、学校と家庭・地域社会が連携して、地域の教育課題を明確にしながら、地域に根ざした運動が展開できるように努めます。また、学校では、地域の教育力の学校教育への導入拡大により、地域と一体となつての学校運営を推進します。

■ これからの課題 ■

市民一人ひとりが、生涯にわたり生きがいを持って充実した生活を営むことができるよう、様々な学習機会・学習情報の提供が求められています。また、活動の拠点となる社会教育施設の充実も求められています。

- 1 学習機会の提供については、現代的課題を捉えた上で、市民ニーズを的確に把握し、充実を図っていく必要があります。
- 2 市民への学習情報の提供については、より効果的な周知方法を研究するとともに、生涯学習に関する相談に的確に対応していく必要があります。
- 3 生涯学習の推進のためには、活動場所となる社会教育施設の利便性・安全性の確保が必要であり、老朽化した施設・設備の改修・修繕や、新築等の要望に適切に対応する必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 生涯学習に関する市民アンケートを実施し市民ニーズを把握するとともに、現代的な課題に対応した学習機会の充実を図ります。また、高度化、専門化する学習ニーズに対応するため、大学等の関係機関との連携強化に努めます。
- 2 講座情報等は、「広報もりおか」「ウェブもりおか」などの市の媒体だけでなく、岩手県の「まなびネットいわて」や、民間を含む様々な媒体を活用して提供に努めます。また、市民の自発的な学習を支援するため、指導者情報、学習メニュー等を一元的に管理し、その充実に努めます。
- 3 利用者の利便性と安全性を確保するため、施設の適切な管理運営に努めるとともに、必要な施設・設備の修繕等を実施します。また、既存施設の改築及び新規施設の整備については、総合計画等に基づき計画的な整備に努めます。（仮称）見前南地区公民館の整備については、事業着手に向けて協議を進めます。



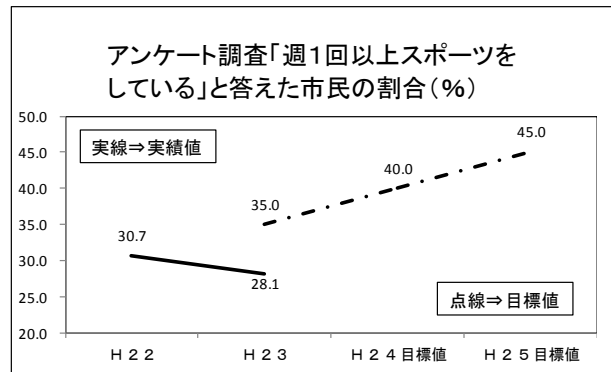
学社連携に係るシンポジウム

女性ボランティアの研修会



■ これからの課題 ■

- 1 市民一人ひとりが、生涯にわたりスポーツやレクリエーションを楽しむスポーツ・レクリエーションライフを実現するためには、スポーツや健康づくりに関する推進体制の充実やスポーツ指導者の発掘・養成、市民が継続的に活動するための魅力ある企画や情報提供等、多面的な環境づくりを進める必要があります。
- 2 競技スポーツは、ジュニア期からの一貫した指導による選手の育成・強化が大切であり、指導者の確保や各種大会への参加支援等とともに、スポーツに対する市民の関心を高め競技スポーツへの理解を深める必要があります。
- 3 子どもたちの希望に沿ったスポーツ活動の推進やスポーツ少年団活動の充実などによる子どもたちの健全育成に努める必要があります。
- 4 市民がスポーツを継続するためには、身近な場所に気軽に利用できる体育施設があることが望ましく、体育施設のより効率的な運営と施設の充実を図る必要があります。
- 5 平成 28 年希望郷いわて国体の開催に向けて、組織体制の充実と施設の整備等を進める必要があります。



■ 基本的方向 ■

- 1 盛岡市スポーツ推進計画に基づき、生涯スポーツを推進するため、「総合型地域スポーツクラブ」²⁵を育成・支援するとともに、市民の多様なニーズに応えるため、適切な指導ができるスポーツ指導者の発掘や養成、活用を図ります。特に市スポーツ推進委員の積極的な活用を図りながら、高齢者等を対象としたニュースポーツの普及拡大を図ります。また、市体育協会をはじめ各種団体と連携し、市民にスポーツ・レクリエーションに関する情報や親しむ機会を広く提供します。
- 2 盛岡次世代体力・運動能力向上プロジェクトを実施し、子どもたちの全体的な体力・運動能力の向上を目指すとともに、岩手県や市体育協会等と連携し、競技スポーツの指導者の確保と一貫した指導による競技力の向上に努めます。また、国民体育大会や県民体育大会に参加する選手や各競技団体の主催するスポーツ大会を支援し、市民の競技スポーツへの関心を高め、競技力の向上を図ります。
- 3 子どもたちの複数種目によるスポーツ活動、総合型地域スポーツクラブとスポーツ少年団との交流、スポーツ少年団指導者研修などスポーツ少年団の充実を図り、子どもの健全育成に努めます。
- 4 市民が、スポーツ施設を安全、快適に使用できるよう計画的な改修等の実施、運営の効率化を図るとともに、学校体育施設を開放し、地域住民の身近なスポーツの場としての利用促進に努めます。また、計画的な体育施設の整備に努めます。
- 5 平成 28 年希望郷いわて国体の開催に向け、準備委員会を実行委員会に改組するとともに、事務局体制の充実を図ります。また、競技開催施設の整備に努めるほか、競技力向上への取組として、人材確保や競技練習環境の整備に努めます。

²⁵ 総合型地域スポーツクラブ：ヨーロッパで普及しているスポーツクラブの形態で、地域住民が自主的に運営し、子どもから高齢者、障がいのある人までのスポーツを愛好する人々が参加できるスポーツクラブです。

■ これからの課題 ■

- 1 市民の価値観が多様化していることから、コンサートや演劇、美術展等の芸術鑑賞事業や各種の講座など、文化会館が実施する芸術文化に親しむ機会を提供する事業は、市民ニーズの把握に努めるとともに、それぞれの館の特色をいかしながら、魅力ある事業展開を図る必要があります。
- 2 芸術文化活動の振興を図るため、活動発表の機会を設けているほか、優れた公演や事業等に対して共催や後援を行い支援していますが、市民の自主的な活動を促進するため、更に効果的な支援、育成に取り組む必要があります。
- 3 安全・快適で機能的な活動環境の確保に当たっては、芸術文化活動の拠点である文化会館の適正な管理運営と計画的な施設設備の維持・保全に努める必要があります。また、寄贈を受けた多数の市所蔵美術品の管理や有効活用を図る必要があります。
- 4 芸術文化活動の振興は、長期的かつ継続的な視点に立った展開が求められることから、目標に向けた計画的な運営を図る必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 芸術文化活動の拠点である文化会館各館の特徴をいかし、各館の連携を図りながら、多様で広範囲な分野での魅力ある芸術鑑賞機会を提供していきます。また、子どもたちが優れた芸術文化に触れて、豊かな感性や創造力を培えるよう鑑賞機会を創出・支援するほか、市民や各分野の専門家、各種文化活動参加者の意見、要望を反映させながら事業の充実を図ります。
- 2 盛岡芸術祭の開催を通して、発表の場を提供するとともに、盛岡芸術協会を始めとする各芸術文化団体の支援に努めます。また、優れた芸術文化公演や事業等の共催や後援を行い活動を支援するとともに、市民の幅広い文化活動を奨励します。さらに、音楽や演劇等の各種講座を設けて、市民が芸術文化活動に気軽に参加できる環境づくりに努めます。
- 3 芸術文化活動の拠点施設である文化会館を、安全・快適で機能性の高い施設として市民の利用に供するため、その施設設備の維持保全に努めるとともに、施設等の経年変化に対応するため、修繕を計画的に実施し、施設の適切な管理運営に努めます。また、市所蔵作品展を引き続き開催するほか、美術品の修復に努めより多くの鑑賞機会の提供を図ります。
- 4 芸術文化活動を計画的に振興するために、「伝統文化と新しい文化が共存するまち」の実現のための目標や方針の策定を検討します。



盛岡芸術祭開会式



演劇ワークショップ

■ これからの課題 ■

- 1 文化財を始め歴史的・文化的資源は、歴史や文化に関する各々の地域の固有資源であり公共的な価値の高い資産であることから、その収集、記録保存、維持管理に努め、次世代へ引き継いでいく必要があります。
- 2 地域に引き継がれている文化財等については、市民の歴史学習や地域学習のほか、世代間交流や街の活性化のため幅広い活用を図る必要があります。
- 3 遺跡等の埋蔵文化財については、各種の開発事業との調整を図るとともに、出土した埋蔵文化財の適切な管理や保存、調査を進め、その成果の公開に努める必要があります。
- 4 志波城跡や盛岡城跡等の史跡については、重要な歴史的・文化的資源として整備に努め、市民の学習等の拠点として活用するとともに、周辺施設との連携や機能の整備を図りながら、集客力があり賑わいを創出できる歴史的観光資源として活用していくことが必要です。
- 5 無形民俗文化財は、身近に触れることができる市民生活に根ざした固有の資源であり、その保存と継承、後継者の育成が必要です。
- 6 博物館施設の適切な管理運営と計画的な保全、整備に努める必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 文化財を始め歴史的・文化的資源について、基礎的な情報を得るため諸調査により、その把握に努めるとともに、各資源の記録、保存、収集等を進め、将来に引き継ぐための取組を進めます。
- 2 市民の歴史学習や地域の活性化、また、まちづくりの諸施策の推進に対応するため、歴史的資源を検証して情報の提供・発信に努めるとともに、景観保全施策や町並みを生かした観光推進施策との連携を図ります。また、公開や市民講座の実施など、市民との協働による歴史的資源の活用に努めます。
- 3 埋蔵文化財について、埋蔵文化財包蔵地の周知に努め、市民の理解を深めてもらうとともに、開発事業との調整を図ります。また、遺跡の学び館において埋蔵文化財の調査、研究、収蔵等を進め、その成果の展示や活用に努めます。
- 4 志波城跡や盛岡城跡等の史跡については、歴史的・文化的固有の資産であることから、次世代へ引き継ぎ、活用するため、学術調査を進めて十分に検証、評価し、その成果に基づき、志波城跡にガイド施設を建設するなど、保存整備事業を進めます。
- 5 無形民俗文化財について、盛岡市無形民俗文化財保存連絡協議会等を支援して活動発表の機会や交流の場を設けるなど、保存や伝承活動、後継者育成の取組を進めます。
- 6 博物館施設の適切な管理運営について取組を進めるとともに、老朽化や市民要望に対応するため、計画的な施設の保全、整備に努めます。

■ これからの課題 ■

県内最大の消費地である地域特性を活かした都市型農林業の展開と、持続可能な農林業による食料自給体制の強化や資源循環型社会の実現に向け、次の課題があります。

< 農業 >

- 1 高齢化や後継者不足、耕作放棄地増加など地域における「人と農地の問題」への対応
- 2 農業基盤施設の整備促進及び長寿命化等適正な維持管理
- 3 戸別所得補償制度や中山間地域等直接支払制度等の活用
- 4 減農薬、減化学肥料による特別栽培など環境保全型農業の促進
- 5 農商工連携や6次産業化、ブランド化による農畜産物の高付加価値化と販路拡大及び産直施設の経営強化への支援
- 6 新たに整備した有機物資源活用施設の有効利用の促進
- 7 シカ等新たな有害鳥獣被害への対策の強化
- 8 東京電力福島第一原発事故に伴う放射性物質拡散への対策

< 林業 >

- 1 市産材利用拡大による地域林業の活性化と健全な森林の育成
- 2 松くい虫被害地域の拡大阻止
- 3 東京電力福島第一原発事故に伴う放射性物質拡散への対策

■ 基本的方向 ■

農家・林家が、生産基盤である農地・林地の有効活用を通じて、将来にわたって生産活動を継続し、所得の増大及び集落の維持ができる施策の展開を図ります。

< 農業 >

- 1 地域の中心的経営体の育成、新規就農者支援や耕作放棄を防止して農地集積を図るため、地域農業マスタープランの策定に努めます。
- 2 用排水路等農業基盤施設の効率的な整備促進と、農地・水保全管理支払交付金事業等による地域ぐるみの適正な維持管理に努めます。
- 3 戸別所得補償制度による飼料用米や米粉用米など新規需要米の生産拡大等による農地の有効活用や、中山間地域等直接支払制度による耕作放棄防止に努めます。
- 4 環境保全型農業直接支援制度による地球温暖化防止や生物多様性保全効果の高い営農活動の支援に努めます。
- 5 農畜産物等の6次産業化・農商工連携の推進とりんごや米粉などを使った新たな加工品開発及びもりおか短角牛、行者にんにく、アロニアなどのいっそうの販路拡大を図るとともに、推進役の産直施設との連携やグリーンツーリズム²⁶の推進に努めます。
- 6 有機物資源活用施設を活用した畜産農家と耕種農家の連携に努めます。
- 7 農作物の有害鳥獣被害拡大に対応した効果的な対策の実施に努めます。
- 8 市内農畜産物等の放射性物質検査及び除染等対策に努めます。

< 林業 >

- 1 利用間伐の増加と市産材の供給増加による森林所有者と林業従事者の所得の向上並びに市産材の利用拡大による森林整備及び再生林の促進や森林の公益的機能向上に努めます。また、チップボイラーなど木質バイオマスの利用拡大に努めます。
- 2 松くい虫の県内被害地域最北端として、早期発見と被害木駆除に努めます。
- 3 市内林産物の放射性物質検査及び除染等対策に努めます。

²⁶ グリーンツーリズム：旅行者が農家などに滞在し、農林漁業体験や地域の文化・自然を楽しむ体験型観光のことです。

■ これからの課題 ■

平成17年以降、地場企業の生産基盤の整備や大学等の知的財産を活用した産業支援を行うための施設を整備してきました。県内を含む東北では復興需要による堅調さが見られるものの、全国的には欧州を中心とする信用不安や地域経済の低迷、グローバル競争の激化等の影響により、製造品出荷額等が減少するなど厳しい状況となっており、当市においてもその影響が出ています。

- 1 地場企業や伝統産業に対する、継続して企業活動を行うための財務面や付加価値の高い新製品の開発支援、後継者育成などへの支援が求められます。

また、技術開発等の意欲のある企業を発掘し、オンリーワンの技術開発・新製品開発により産業の活力を高める必要があるほか、産学官連携を一層推進し、企業間あるいは大学や研究機関等との共同研究や事業化などへの支援が必要です。

さらに、ソフト開発を中心とする地場IT企業が首都圏等からの受注を得るためには、新分野や成長分野の人材育成と技術集積、得意分野をいかした共同受注体制の構築が求められます。

- 2 企業立地の面では、市内の大学や研究機関の知的財産を活用する企業、産学官連携研究センターなどの市の新技術・新製品開発拠点を活用した企業及び盛岡広域地域産業活性化基本計画の指定集積業種である「組込みソフト・IT関連産業、食料品製造業」などの市内への立地が求められているほか、これら企業などの立地を進めるため、安価で交通アクセスに恵まれた新たな工業用地の整備が求められます。

また、地元での起業促進も重要であり、新たなサービスの提供、新ビジネスモデルによる創業など、起業をする方、創業間もない方への経営支援などが必要です。

- 3 国際リニアコライダー²⁷の誘致については、北上高地が候補地の一つに挙がっており、平成25年度に国内候補地が一本化される見込みとなっています。当該事業は、地域経済に与える効果が多大であるとされており、引き続き市として誘致に努める必要があります。

■ 基本的方向 ■

市の工業振興ビジョンの達成に向けた有効で効果的な工業振興策を推進するとともに、地場企業への支援や企業立地に向けた次の取組を行います。

- 1 地場産業に対し、一定の条件の下、県信用保証協会への保証料を市で負担するなど資金面から支援する適切な金融施策を行うほか、伝統工芸の振興に向け、後継者育成や販売活動の支援に努めるとともに、食料品製造業、金属製品製造業、情報サービス業を市のリーディング産業と位置づけ、地場の事業者の新製品開発等に対する支援や高付加価値を生み出す人材の育成を行うなど、地場産業の振興に努めます。

また、中小企業が大学や研究機関等と共同で行う新技術・新製品開発の研究を支援するほか、産学官連携研究センターにおける岩手大学と企業との共同研究等、新事業創出支援センターにおける実用化に向けた研究開発や試作品生産などに対し、インキュベーションマネージャー²⁸（IM）を配置し、経営指導や新製品の販路開拓支援を行います。

さらに、地場IT企業が新たな分野に進出するためのグループ勉強会や商談会展展などの取組を支援します。

- 2 企業立地の推進については、盛南地区の産業等用地や盛岡テクノパークへの企業の誘致を推進するとともに、玉山区に製造業を中心とした新たな工業団地整備のため、企業動向の把握や開発の具体化に向けた検討を進めます。

また、産業支援センターが指定管理者制度に移行することから、指定管理者との連携により円滑な移行に努めるとともに、積極的な起業家の育成・支援を進めます。

- 3 国際リニアコライダーについては、岩手県国際リニアコライダー推進協議会等の推進団体と協力しながら、市民等への啓発を図るなど、誘致に努めます。

²⁷ 国際リニアコライダー：高エネルギー電子・陽電子加速器のことで、世界の素粒子物理学研究の頂点となる施設。

²⁸ インキュベーションマネージャー：新たに事業を起こそうとする人に対し、事業の立ち上げ、経営体制づくりなどの経営課題や事業提携、助成制度の活用など、不足するものを幅広く補い、相談相手となって事業まで導く人。

■ これからの課題 ■

- 1 全国的な景気低迷と少子高齢化による人口減少などの影響により、市全体の卸・小売の年間販売額や従業員数等が減少傾向にある中、特にも郊外型大型店の立地や、「まちの顔」ともいべき中心商店街においても年間小売販売額、商店数、従業員数が減少しています。
- 2 中心市街地をはじめ、各商店街が集客力を維持向上させていくためには、大型店や量販店にはないサービスや、地域の特性を活かしたより魅力ある商店街や個店づくりが必要です。
- 3 高齢化の進展と相まって、地域によっては商店がない、あるいは、買い物に行くための交通手段がないなど、買い物の利便性が低下している地域があります。

■ 基本的方向 ■

中心市街地活性化基本計画に基づき、国や民間事業者、商工団体等と連携して各種事業を実施し、中心市街地の活性化を推進するとともに、魅力ある商店街や個店づくり、買い物環境の整備、賑わい創出の取組を支援することにより、商業・サービス業の振興を図ります。

- 1 第2期中心市街地活性化基本計画に掲げる各種事業の実施により、中心市街地活性化の推進に努めます。
- 2 商店街の魅力向上のため、下記の事業を推進します。



商店街のイベント

- ・盛岡商工会議所や盛岡まちづくり株式会社等の商工団体と連携し、商店街の基盤整備や施設整備、商店街等が行う賑わい創出事業を継続して支援します。
- ・「商店街活性化に関する条例」の周知を図るとともに、商店街組合への加入促進活動等の組織強化を図ります。
- ・中心市街地の商店街の活力保持、商店街組合の基盤強化を図るために、空き店舗へ出店する際の改装費の一部補助を継続します。

- ・「映画」や「三大麺」、「ゆかた」など、盛岡の地域資源を活用した事業の推進により、賑わい創出及び集客力向上を図ります。また、個店の魅力向上のため、盛岡商工会議所や盛岡まちづくり株式会社等の商工団体と連携し、経営指導を行うとともに、講師招聘派遣事業により個店の魅力向上を支援します。

- 3 岩手大学と連携し、買い物利便性の低下が想定される地域の調査・分析を行い、課題解決に向けた対応策を検討します。



全日本わんこそば選手権

■ これからの課題 ■

- 1 長引く景気の低迷と観光消費の落ち込みの中、東日本大震災の影響などもあり本市の観光産業は非常に厳しい環境下にあります。このため、平成24年に開催された「いわてデスティネーションキャンペーン²⁹」「東北六魂祭³⁰」などの大型観光イベントを通じて培われた観光客の受入態勢や「おもてなし」のネットワークを活かしながら、世界遺産の「平泉の文化遺産」や広域の観光資源と連動した積極的な観光客誘致活動が求められます。
- 2 盛岡を内外に発信するために策定された「盛岡ブランド推進計画」に掲げる3つの都市像の実現を目指し、引き続き主要プロジェクト事業を展開するとともに継続的な情報発信が必要です。
- 3 盛岡の特産品や地場製品の知名度の向上とマーケットの拡大に向けて、盛岡ブランド認証品などの効果的なPRとともに、新たな販路開拓に向けた取組が求められています。

■ 基本的方向 ■

- 1 盛岡の歴史、自然、文化、先人などの地域資源を活用した観光地づくりを推進するとともに、観光交流人口の拡大に向けて、まつり・イベントの充実や誘客宣伝、広域連携による滞在型観光の促進、コンベンションの誘致活動、アフターDC³¹の取組を推進します。
 - (1) 「盛岡さんさ踊り」「チャグチャグ馬コ」「盛岡秋まつり・山車」の充実と、さらなる魅力向上に努め、誘客促進を図るとともに、冬期間の観光客の増加に向けて、「もりおか雪あかり」の充実や「岩手雪まつり」などの冬季イベントとの連携を推進します。
 - (2) 盛岡の魅力を総合的に発信する「盛岡デー」を首都圏などで開催するほか、各種PRなどの誘客宣伝活動を行います。また、外国人観光客の受入環境の整備を推進し、台湾や訪日スキー旅行の人気が高いオーストラリアなどからの誘客に努めます。
 - (3) 盛岡・八幡平広域観光圏など広域連携による滞在型観光の促進、コンベンションの誘致、つなぎ温泉や岩山、玉山区の資源活用、グリーンツーリズム³²の推進に努めます。
- 2 観光交流都市、文化創造都市を目指し、街並み保存活用や先人と文化振興など、引き続き主要プロジェクト事業を効果的に展開します。
 - (1) 盛岡デーや各種イベントの機会を捉え、盛岡特産品ブランド認証品などを広く周知し、盛岡のイメージアップに努めます。
 - (2) 「もりおか暮らし物語」を体感できる「大慈寺・鉦屋町界限」の歴史的街並み保存活用を進めるとともに、鉦屋町歴史的建造物等活用基本計画及び実施設計に基づき、施設の修築・展示工事を実施します。
- 3 盛岡の特産品の販路拡大に向けて、県や関係機関、観光関係団体などと連携し、特産品の海外販路の開拓などに努めます。

²⁹ いわてデスティネーションキャンペーン：平成24年4月1日から6月30日まで、岩手県と青森・秋田両県の一部地域を目的地とするJRループの大型観光キャンペーン「デスティネーションキャンペーン」が行われました。

³⁰ 東北六魂祭：東日本大震災からの復興に向けて、東北6県の県庁所在都市の夏祭りが一堂に会する復興イベント「東北六魂祭」が平成24年5月、盛岡市で開催され、東北の復興と元気を全国に発信しました。

³¹ アフターDC：デスティネーションキャンペーン（DC）後のアフターキャンペーンとして実施する観光宣伝の取組。

³² グリーンツーリズム：21ページ参照

■ これからの課題 ■

- 1 市の産業特性にあった企業を積極的に誘致することによって雇用機会を拡大することが必要です。
- 2 盛岡職業安定所管内の求人倍率は、23年3月の東日本大震災の被災により、23年5月で0.40倍と悪化したものの、企業活動の復旧や緊急雇用創出事業の実施などに伴って24年9月には1.00倍まで回復しましたが、正規雇用の求人は少ない状況が続いています。
- 3 ここ2年ほど、新規学卒者の就職内定率は改善しましたが、新規大学卒の内定率は依然として厳しく、就職できないまま社会に出る若年者も多いことから、既卒若年者でも就職が可能となる環境の整備が必要です。
- 4 雇用環境の厳しい中で何とか就職できたにも関わらず、短期間で離職する若者が多いことから、働くことの意義や職場に定着するための課題の解決などの支援を行う必要があります。
- 5 全国的な生産の海外シフト等による地方生産拠点の合理化、撤退といった影響を市内企業においても受けており、勤労者の生活も不安定になりつつあることから、勤労者の福祉向上と生活の安定を図るため、勤労者に対する融資制度や中小企業勤労者への福利厚生事業などの支援が求められています。



立地調印式

■ 基本的方向 ■

- 1 県及び盛岡広域の市町村等のもとより、首都圏に配置する企業立地推進員や震災復興のため派遣されている経済復興専門員とも連携し、企業の立地意向情報を迅速に把握し、IT関連産業及び食料品製造業などの積極的な誘致を進めるほか、研究開発型企業やコンタクトセンターなど市の立地環境に適した企業についても誘致に努めます。
- 2 東日本大震災の被災失業者の雇用を確保するため、国の基金を活用し雇用を創出するとともに、正規雇用、障がい者雇用の維持拡大について、企業はじめ関係団体への要請を行っていきます。
- 3 「ジョブカフェいわて」による若年者の就職相談、適性診断などの支援のほか、採用を予定する企業と若年者の面接会の開催などによる就職機会の提供を行います。
また、「盛岡地域若者サポートステーション」の運営を行い、いわゆるニートと呼ばれる若年者の自立を支援します。
- 4 雇用のミスマッチ³³を防ぐため、高校生インターンシップ³⁴事業や高校生スキルアップ事業を実施するほか、就職間もない社会人を対象として社会人基礎力や職業の醸成を図り職場定着の支援を行うほか、企業の経営者や人事担当者等で地域の核となるリーダー人材を育成し、企業の人材育成力の向上に努めます。
- 5 勤労者の生活安定を図るため、生活安定資金など貸付金の融資枠を設けるほか、健康保持のため勤労福祉施設の利用促進を図ります。
また、中小企業勤労者の福祉サービス向上、中小企業振興などを図るため、勤労者サービスセンターを通じて中小企業勤労者福利厚生事業を実施します。

高校生スキルアップ事業
(模擬面接)

³³ 雇用のミスマッチ：労働力を求める側のニーズと求職する側のニーズがうまく合致しないこと。

³⁴ インターンシップ：学生が在学中に専攻学科の関連する企業へ体験入社すること。現在は広く就業体験の意味で使われます。

■ これからの課題 ■

施策の目標達成に向けて、施策全般にわたって着実に事業を推進してきましたが、廃棄物関係施設の老朽化などにより今後見込まれる大規模事業について、市民の理解を得ながら計画的に進める必要があります。

- 1 ごみ減量に対する市民の理解と協力に加えて、社会経済情勢の影響によりごみの焼却量は市全域で減少傾向が続いていましたが、平成 23 年度はわずかに増える結果となりました。24 年 3 月の一般廃棄物処理基本計画の改定により新たに設定された目標達成のため、さらに計画的にごみ減量に取り組む必要があります。
- 2 不法投棄の確認件数は、ここ数年減少の傾向にあるものの、地上デジタル放送への移行に伴うアナログテレビの不法投棄増加が懸念されることから、監視や啓発の強化が必要です。
また、タバコ等のポイ捨ても依然続いている状況から、引き続きモラル向上への周知や啓発の取組が必要です。
- 3 クリーンセンターが施設稼働後 14 年を経過し、ごみ処理広域化の動きを踏まえ、公害防止協定の遵守及び長期稼働に向けて計画的改修が必要です。
- 4 廃止後長期間が経過した三ツ割・門の旧清掃工場や老朽化が著しい粗大ごみ処理施設など、廃棄物関係施設の計画的な解体・整備を進める必要があります。
- 5 岩手・玉山環境組合で処理された焼却灰等の最終処分を行う玉山廃棄物処分場の再開に向けて、施設整備及び管理方法を検討する必要があります。
- 6 東京電力福島第一原発事故による放射能汚染対策については、必要な調査、対策を継続するとともに、分かりやすい情報提供に努め、市民生活の安全・安心を確保していく必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 改定後の一般廃棄物処理基本計画に基づき、市民との協働による一般廃棄物の減量と適正処理に取り組みます。
- 2 不法投棄対策は、引き続き不法投棄監視員等による監視や状況により監視カメラの設置を行うほか、不法投棄根絶の PR、警察との連携を強化し、未然防止に努めます。
また、ポイ捨て禁止シールの効果などにより市街地におけるタバコ等のポイ捨てが減少していることから、さらにシール設置区域の拡大を図ります。
- 3 クリーンセンターについては、引き続き公害防止協定の遵守及び長期稼働に向けた計画的かつ効率的な施設改修を進めます。また、岩手県災害廃棄物処理詳細計画に基づき、26 年 3 月末までに、田野畑村、岩泉町、宮古市及び山田町の災害廃棄物 14,700 トンを受け入れ、焼却処理を行います。
- 4 盛岡地域の廃棄物処理施設整備計画の策定を進めるとともに、民間活力を導入したリサイクル拠点施設の創設について研究します。
- 5 玉山廃棄物処分場の再開に当たっては、場内堰堤整備や周辺住民への周知を行うとともに、関係機関との情報交換を行いながら管理運営方法の検討を進めます。
- 6 放射能汚染対策については、国や県、庁内各部との情報の共有化を図りながら、空間放射線量の調査や食品の検査などの必要な対策を継続するとともに、広報やホームページ等を通じて市民に分かりやすく情報を提供します。また、関係機関と連携し、風評被害対策や損害賠償の支援に取り組みます。

■ これからの課題 ■

平成 23 年 3 月に策定した第二次環境基本計画において、「水と緑の都 “もりおか” を未来につなぐ」をスローガンとし、目指す環境像のひとつとして「生物の多様性を育む自然が豊かなまち」を掲げており、これらの達成に向けた具体的な取組が求められています。

- 1 自然環境及び歴史的環境保全計画については、23 年度に策定した盛岡市自然環境保全指針を踏まえた改訂を行う必要があります。
また、玉山区を中心に、自然環境及び歴史的環境保全条例に基づく環境保護地区等の新たな指定について検討する必要があります。
- 2 自然環境及び歴史的環境保全条例に基づき指定している環境保護地区、保護庭園について、現況を十分に把握するとともに、所有者・管理者の理解を得ながら適正に管理する必要があります。
- 3 北山散策路など近郊自然歩道 9 路線について、適切な維持管理を行い、利用者の利便及び安全確保に努めるとともに、盛岡の豊かな自然環境を広く発信する必要があります。
- 4 生物の多様性を育むため、野生動物の適正な保護・管理を図る必要がありますが、近年、ツキノワグマやニホンジカなどの野生動物が市街地に出没するケースが増え、市民の安全・安心の観点からも関係機関が連携して対策を講じる必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 改訂する自然環境及び歴史的環境保全計画は、環境施策における計画の位置付けを整理し、第二次環境基本計画との整合を図りながら、25 年度内に策定します。
- 2 既存の環境保護地区、保護庭園について、所有者・管理者の理解と協力を得ながら、引き続き適正な管理を図ります。
- 3 近郊自然歩道 9 路線の適正管理に努めながら、近郊自然歩道の価値や盛岡の自然環境の豊かさ等について、環境部ウェブサイト（eco もりおか）を通じて、引き続き全国に発信します。
- 4 県が指定する鳥獣保護区、休猟区等について、野生動物の保護・管理の観点から、適正な区域指定に向けて関係機関との調整を行います。また、市街地における野生動物の出没について、関係機関や学識経験者と連携・協力して、対策について検討するとともに、出没時における関係機関との協力体制の強化を図ります。



保護庭園「武田邸」

■ これからの課題 ■

平成 23 年 3 月に策定した地球温暖化対策実行計画に基づき、32 年度において市域における二酸化炭素排出量 7%削減(平成 2 年度比)の目標達成に向けた取組を積極的に進める必要があります。

また、東日本大震災及び東京電力福島第一原発事故を契機に、電力の供給源を温室効果ガス排出量の多い化石燃料に依存せざるを得ない中、電力供給不足を回避するため、市民一人ひとりの節電・省エネへの取組やライフスタイルの変革などが求められており、環境啓発活動を効果的に進めるとともに、再生可能エネルギーの普及促進に向けた取組を強化する必要があります。

- 1 市における二酸化炭素の排出量は、20 年度に初めて減少に転じました。しかし、景気の低迷等により産業、業務部門は減少しているものの家庭部門は増加傾向が続いており、市域全体の温室効果ガスの排出量の削減に向けた具体的な対策が必要です。また、再生可能エネルギーの率先導入と普及拡大や市民の省エネ行動の啓発を効率的に進めていく必要があります。
- 2 一般廃棄物の排出量は、家庭系・事業系ともに、28 年度目標の総排出量 18%の減量に向けたさらなる取組が必要です。なお、24 年 10 月 1 日から盛岡地域を対象に小型電気電子機器リサイクルシステム構築社会実験を開始しました。
- 3 盛岡地域及び都南地域で 22 年 8 月から開始した「プラスチック製・紙製容器包装」の分別収集の徹底を進めるとともに、資源集団回収の促進や玉山区における分別収集について検討する必要があります。
- 4 旧競馬場跡地の環境ゾーンについては、環境問題を考える拠点として、地元との合意形成を踏まえ計画的に整備事業を進める必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 地球温暖化対策実行計画に掲げる目標達成に向けた具体的な施策（省エネ行動の促進、省エネ機器の導入促進、再生可能エネルギー設備導入の促進など）について、国・県等の関係機関や市民・事業者との連携を図りながら、各種事業を計画的に推進します。
また、市有施設や未利用資産への大規模太陽光発電施設の誘致を行うとともに、ユートランド姫神を核とする玉山区生出地域を地域循環型社会のモデル地域として位置づけ、環境関連施設の整備や環境啓発事業を通じて、市民の省エネ行動の促進と再生可能エネルギーの普及拡大を目指します。
なお、事業実施に当たっては、23 年度に創設した地球温暖化対策実行計画推進基金を計画的かつ効果的に活用します。
- 2 一般廃棄物の減量に向けて、市民・事業者・市民団体等との連携を強化し、資源物の分別推進に努めるとともに、事業系の受入施設における検査強化や、家庭の生ごみ減量について取り組みます。
なお、多量排出事業者のうち、生ごみを多く排出する飲食店や宿泊施設に重点を置き、減量の働きかけを行います。また、小型家電リサイクル法の成立を受け、使用済小型電子機器等の本格的な回収に取り組みます。
- 3 「プラスチック製・紙製容器包装」の分別収集に係る周知徹底を図るとともに、玉山区における分別収集について、組成分析の状況を踏まえながら、引き続き関係機関との情報交換を行う等により検討を進めます。
- 4 旧競馬場跡地の環境ゾーンについて、地元からの要望を踏まえて策定した整備計画に基づき、26 年度の供用開始を目指して整備事業を進めます。

■ これからの課題 ■

- 1 国土利用計画盛岡市計画は平成 21 年度に策定しており、今後は、持続可能な土地利用の推進を基本理念とし、総合的で計画的な市土の利用を推進する必要があります。
- 2 都市計画マスタープランは、21 年度に見直しを行い、本市のまちづくりの方向性を示すとともに、計画実現のための事業計画を定めました。今後は、事業計画に定められた各種事業を確実に推進していく必要があります。
- 3 地籍調査を要する面積はおよそ 300 平方キロメートルあることから、調査を促進する必要があります。
- 4 26 年度に予定されている市街化区域と市街化調整区域の定期見直しに向け、岩手県及び矢巾町、滝沢村とともに 22～23 年度に実施した都市計画基礎調査をもとに、具体的な検討を進めていく必要があります。
- 5 開発許可制度については、市街化調整区域における既存集落のコミュニティ維持や地域の活性化を図るために、農林業との調和や自然環境の保全等を考慮しながら、さらに基準等を検討していく必要があります。
- 6 市民協働によるまちづくりに自主的に取り組む地域が増えてきており、専門家（アドバイザー）を地域に派遣するなどの支援を行っています。また、22 年度には「盛岡市郊外住宅地活性化検討会」を設置するとともに、全国 7 都市により構成する「ふるさと団地の元気創造推進協議会」から国への施策提言を行っており、この取組を地域のまちづくりに活かしていく必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 国土利用計画盛岡市計画に基づき、適切な土地利用の推進に努めます。
- 2 都市計画マスタープランに定めた事業計画の確実な推進を図るため、進捗状況についてフォローアップを行います。
- 3 地籍調査については、約 77%を占める林地が土地所有者の高齢化などにより境界の不明な土地が増えていることから、林地の調査を推進していきます。
- 4 市街化区域と市街化調整区域の見直しについては、26 年度に予定されている定期見直しに向け、岩手県及び矢巾町、滝沢村とともに、具体的な検討を進めていきます。
- 5 開発許可制度のあり方については、市街化調整区域における既存集落のコミュニティ維持や地域の活性化を図るために、さらに検討していきます。
- 6 まちづくりの取組が進められている地区には、市も参画していくとともに、新たな地区についても、NPO や大学等とも連携しながら、積極的に支援を行います。また「盛岡市郊外住宅地活性化検討会」と「ふるさと団地の元気創造推進協議会」の取組を地域のまちづくりに活かしていくこととし、松園ニュータウンにおいては、地域活性化を目的とした空き家等の有効活用を図ることを目的として、「空き家等バンク制度」の社会実験に取り組みます。

■ これからの課題 ■

- 1 次世代に継承できる「美しいまち盛岡」の実現を目標に掲げた景観計画の内容及び景観法に基づく届出等について、広く市民や事業者等に周知していく必要があります。
- 2 景観計画の景観形成促進地区の指定方針に基づき、「大慈寺地区景観地区」の指定に引き続き、市民の合意形成を図りながら、景観地区等の指定を進めていく必要があります。
- 3 「大慈寺地区景観地区」内における良好な歴史的景観を保全・形成するため、引き続き、歴史的街並み補助金事業により、町家改修事業を進める必要があります。
- 4 自然環境及び歴史的環境保全条例に基づく保存建造物や保存樹木について、景観法や景観計画を踏まえ、景観重要建造物及び景観重要樹木³⁵としての指定を進めていく必要があります。
- 5 屋外広告物については、屋外広告物条例に基づく「大慈寺地区屋外広告物景観形成地区」の指定に引き続き、「屋外広告物景観形成地区」等の指定を進めるとともに、違反広告物への対策を行っていく必要があります。
- 6 都市景観賞等の各種の啓発事業については、市民意識を一層高めるよう、検討する必要があります。



平成 24 年 8 月に、景観地区等に指定した大慈寺地区

■ 基本的方向 ■

- 1 景観法及び景観計画の市民や事業者等への周知については、説明会や出前講座、窓口相談等、様々な機会を捉えて周知を図っていくこととします。
- 2 景観形成促進地区の指定については、市民の合意形成や所定の手続きを行いながら、景観地区等の指定を進めることとし、北山寺院群地区等の景観調査や地元住民との話し合いに取り組んでいきます。
- 3 歴史的街並み補助金事業については、地元との連携により、一層、周知を進めるとともに、「大慈寺地区景観地区」内における景観法に基づく認定申請手続等とあわせて、周知していきます。
- 4 保存建造物や保存樹木については、所有者の合意の下に、景観重要建造物及び景観重要樹木としての指定を進めていきます。
- 5 屋外広告物については、講習会の開催やパンフレット等により継続的に市民や事業者等への周知に努めるとともに、違反広告物については、実態調査や是正指導等の対応を行っていきます。
- 6 都市景観賞等の各種の啓発事業については、都市景観シンポジウム等のイベントの実施やパンフレット、ホームページ等による情報提供により、良好な景観形成について、市民意識の高揚を図っていきます。



平成 24 年 6 月に開館し、景観重要建造物第 1 号に指定した盛岡ふれあい覆馬場プラザ

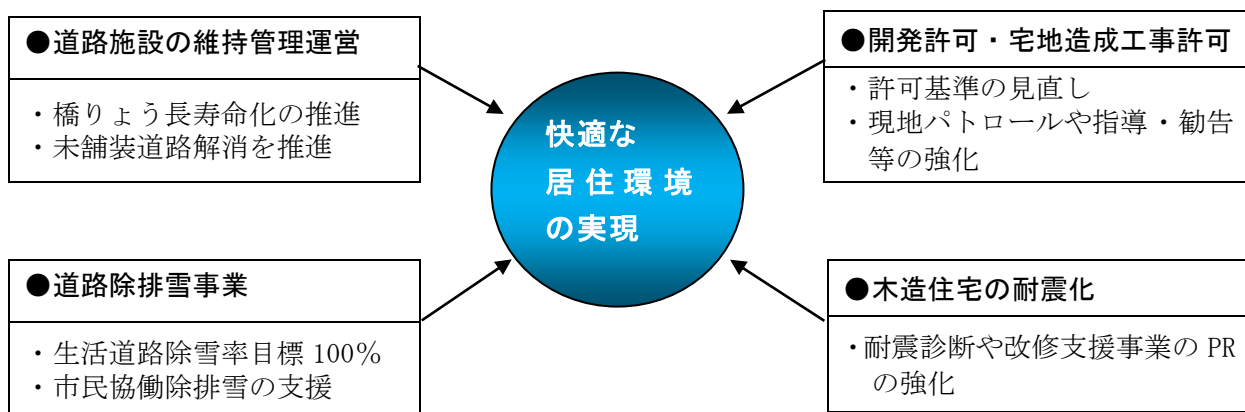
³⁵ 景観重要建造物及び景観重要樹木：景観法により指定される、地域を代表し、市民に親しまれ、良好な景観を形成する建造物及び樹木です。

■ これからの課題 ■

- 1 市道については、舗装新設はもとより、橋りょうを含めた道路施設全般の損傷・老朽化等を把握した効率的かつ効果的な維持管理の運営が課題となっています。
- 2 道路除排雪については、委託業者の確保と作業水準の向上、除排雪車両の増強、雪置き場の拡充、更なる市民協働の推進及び除排雪事業のコスト縮減などが課題となっています。
- 3 開発許可については、市街化区域内の未利用地の土地利用を進めることが課題となっています。また宅地造成工事許可については、制度の周知を図るとともに危険箇所の是正を進めることが課題となっています。
- 4 木造住宅の耐震化については、国・県の耐震支援事業に合わせて平成18年度から耐震診断補助事業を、20年度からは耐震改修補助事業を実施しているが、診断の応募者数が減少傾向にある一方、改修については応募が募集戸数を上回っている状況となっています。

■ 基本的方向 ■

- 1 市道については、安全性確保を最優先とした道路施設全般の計画的な維持管理に努め、市管理の全橋りょうを対象として策定した長寿命化修繕計画を推進します。また、未舗装道路の舗装については、緊急性、重要性、地域性を考慮し、効率的かつ効果的に推進します。
- 2 道路除排雪については、冬期間の安心・安全・快適な交通の確保のため、生活道路の除雪率100%を目指すこととし、委託業者への技術研修、排雪基準の緩和、中古車両も活用した除排雪車両の増強等を行い除排雪路線の拡大に努めます。また、市民協働の除排雪を推進するため、町内会等に貸与する除雪車両の強化及び除雪モニター制度³⁶を活用しながら地域と一体となった除排雪体制の構築に努めます。
- 3 開発許可については、本市の実情に応じた許可基準の見直しに向けた取組を続けます。また、宅地造成工事許可については、制度周知の徹底及び危険箇所是正のための現地パトロールや指導・勧告等の強化に努めます。
- 4 木造住宅の耐震化の推進については、診断戸数の増加がより多くの改修につながることから、耐震診断及び改修支援事業の促進のためにPRの強化に努めるとともに、改修事業の拡充に努めます。



³⁶ 除雪モニター制度：町内会連合会等の地区から除雪モニターを選出していただき、除排雪作業状況などに関するご意見をいただきながら次年度の除排雪計画等に反映させる制度で、平成23年度から実施しています。

■ これからの課題 ■

- 1 花と緑のガーデン都市づくり事業におけるハンギングバスケットについては、設置数日本一を継続するため、設置の定着を図るとともに、維持管理の充実を図る必要があります。
- 2 都市公園の維持管理については、遊具の点検・補修や再整備の要望に対応するとともに、公園愛護会や教育・福祉施設とも連携し、日常的な安全を確保する必要があります。
- 3 老朽化した公園については、グラウンドワーク手法による再整備等について検討する必要があります。
- 4 街路樹については、道路整備による管理延長の増加に対応したあり方を検討する必要があります。
- 5 盛岡城跡公園については、もりおか歴史文化館と連携し、施設のリニューアルやイベントの開催などにより内外に魅力を発信し、お城を中心とした賑わいのあるまちづくりを進める必要があります。
- 6 動物公園については、施設の老朽化が目立つことから、施設の改修や展示の工夫を行い、新たな魅力づくりを図る必要があります。
- 7 岩山公園については、環境整備を図るとともに、観光資源の活用方策等について検討する必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 ハンギングバスケットについては、花と緑のガーデン都市としての本市の魅力の向上を図るとともに、中心市街地活性化と観光客誘致の観点から設置の定着に努め、水やりや剪定等の維持管理を支援し、質の向上に取り組みます。また、公共空間に面する民有地の緑化を支援し、市民協働による潤いのあるまちづくりを推進します。
- 2 安全で安心な公園づくりを進めるために、遊具点検や安全講習会を行うことにより、地域住民と連携して危険箇所の早期発見と補修に努めるとともに、老朽化した遊具等の更新を行います。
- 3 老朽化した公園については、ワークショップやグラウンドワークによる地域住民や企業等との協働による再整備を進めます。
- 4 街路樹については、地域の状況に応じた剪定方法により管理の軽減を図るとともに、新規路線については、維持管理が容易な樹種とするなど、管理費の節減を目指した取組を進めます。
- 5 盛岡城跡公園については、ガイドツアーや市民等との連携による各種イベントの実施、サイン設置、施設改修などを行い、賑わいと魅力のある公園づくりを進めます。また、「お城を中心としたまちづくり計画」の各種事業を実施し、盛岡城跡としての史跡整備や公園整備を進めながら、中心市街地活性化に資する取組を進めます。
- 6 動物公園については、イベントの開催、鉄道事業者や宿泊施設と連携した来園者の確保等に取り組みるとともに、施設のリニューアルや展示方法の改善を行い、持続的で安定的な収入確保に努めます。
- 7 岩山公園については、良好な風致を維持しながら、多くの市民や観光客が親しめる整備を目的とした全体計画や効率的な維持管理計画を策定し、観光レクリエーションエリアとしての魅力アップを図ります。

■ これからの課題 ■

- 1 行政区域内人口に対する給水人口の割合である水道普及率は、未給水地域解消事業等の着実な実施により、97.7%（23年度末）となっています。水道水質基準の強化に伴い、良好な水源水質の維持や浄水処理に係る技術精度の一層の向上が必要となっていますが、一方では施設・設備の老朽化が進行し、大規模な改良・更新の時期が迫っています。近年は、大口需要の伸び悩みや地下水への転換など需給構造が変化し、ダウンサイジング³⁷も視野に入れた水道システム自体の再構築の必要性が高まっています。小規模受水槽や貯水槽水道の設置者の維持管理が不十分な状況が散見され、適正な指導が必要です。鉛製給水管の解消については、お客様の協力を得ながら早期に進める必要があります。上水道の未整備地域に対する清浄で安全な飲料水の確保策の検討が必要です。
- 2 大規模地震の発生に備え、基幹施設や重要管路の耐震化が急がれますが、当市の水道管耐震化率は21.7%（23年度末）となっています。災害や事故の発生時においても市民生活への影響を最小限に抑えるため、水道施設の整備や適正な圧力と水量を確保できる配水管網の整備、ブロック化の推進及び水の有効利用のための漏水防止対策などを進める必要があります。また、老朽管の更新を積極的に進める必要があります。
- 3 水需要が伸び悩む中で、今後増大する水道施設の更新や改良事業などに必要な財源を確保するため、より一層の経営の効率化や業務の見直しなど、コスト削減策が必要です。
- 4 水道事業は、様々な技術の支えと経営感覚を持って運営されることが求められ、職員の専門的な知識と技能の向上が必要です。職員の退職が進む状況において、これらの技術の継承、専門性の確保、職員の能力開発が必要です。

■ 基本的方向 ■

- 1 水源涵養林の機能向上と水源域の生活排水対策を進めます。浄水処理については、運転管理システムの高度化を図るとともに、老朽化した施設・設備の改良・更新を計画的に進めます。また、3階建て建物への直結直圧式の推進や4～5階建て建物に対する直結増圧式給水の導入の検討を進めるとともに、貯水槽水道設置者に適正な維持管理指導を積極的に行います。上水道未普及地域には、地域の実情に即した飲料水確保策を検討します。
- 2 重要管路の耐震化及び各浄水場水系間の相互応援を可能とする連絡管の整備を積極的に進めるとともに、長時間の停電に備えた自家発電設備の整備や適切な配水圧確保のための能力増強事業を計画的に進めます。また、総合的な水運用を可能とする配水ブロック化のほか、漏水防止対策、老朽管の更新を進めます。
- 3 将来を見通した施設の更新計画をアセットマネジメント³⁸手法により策定し、安定した事業運営が継続できるよう適切な施設整備を進めます。また、コストの削減を更に進めるため、業務の民間への委託や組織機構の見直しなど適正な運営形態の構築について順次実施します。
- 4 継承すべき技術・技能のマニュアル化、研修体系や訓練体系の構築を進めます。研修成果の共有化など、研修効果の向上のための取組を推進します。

³⁷ ダウンサイジング：規模の縮小（浄水施設の能力を減らしたり、施設の数減らすこと）です。

³⁸ アセットマネジメント：道路、公共施設などの公有資産について、将来の劣化予測や必要性、経済的価値などの評価を行いながら、総合的・戦略的に処分や利活用を図っていく手法です。

■ これからの課題 ■

- 1 汚水処理人口普及率³⁹は、94.9%（23年度末）となっていますが、1万5千人弱の市民が下水道の恩恵を受けていません。未整備地区の不公平感の是正や下水道本来の役割から、未整備地区の解消を図る必要があります。
- 2 公共下水道の合流区域（市中心部約500 ha）では、雨天時に、きょう雑物⁴⁰や未処理下水の一部が河川に放流されており、公共用水域の汚濁防止及び環境への負荷を軽減するために、早急な対策が必要です。
- 3 下水道事業に着手以来50年以上経過しており、施設の老朽化が進んでいる状況もあることから、維持管理の面から、無収水の削減に向けた不明水対策を強化するとともに、老朽化の進む施設の計画的な改築更新の実施や、地震等によるライフラインの損壊に伴う市民生活への影響などを考慮し、下水道施設の耐震対策を実施する必要があります。
- 4 市内の雨水排水施設は、59.9%（23年度末）の整備率に至っている状況ですが、未だ多くの地区で浸水する箇所があります。近年の都市型集中豪雨による浸水防除のためにも、幹線水路の整備や面的整備を進める必要があります。
- 5 下水道事業の財務の明確化・透明化及び経営の効率化のため、17年度に地方公営企業法を適用し、22年度に上下水道組織の統合を実施しました。また、経営健全化のため、下水道使用料の見直しも行いましたが、さらなる経営の効率化に努める必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 公共下水道事業、公設浄化槽整備事業及び個人設置型浄化槽補助事業の推進にあたっては、費用対効果や地域の特性等を勘案し各事業の棲み分けを行うとともに、都市計画事業など他事業との調整を図りながら計画的に事業を推進します。
- 2 合流改善は、下水道法で法施行（H16.4.1）から10年以内の経過措置期間となっていることから、合流式下水道改善計画を策定したうえで、17年度から事業を実施していますが、25年度の事業終了を目標とし計画に基づき事業を推進します。
- 3 施設等の改築更新及び耐震対策は計画を策定し、適正な下水道施設の機能確保や災害に強い施設づくりに順次取り組んでいくこととします。
- 4 雨水排水施設整備事業は、ポンプ施設や幹線の根幹的施設や浸水の恐れのある地区の面整備を重点的に進めるとともに、他事業との調整を図りながら計画的に事業を推進します。
- 5 さらなる経営健全化に向けて職員の企業意識を高めるとともに、適切な民間委託の推進など一層のコスト縮減に努めます。

³⁹ 汚水処理人口普及率：公共下水道、農業集落排水事業、浄化槽及びコミュニティプラントの処理可能人口／行政人口により算出します。

⁴⁰ きょう雑物：下水に含まれる固形物。具体的には家庭ごみ、トイレトペーパーなどです。

■ これからの課題 ■

- 1 土地区画整理事業については、人口減少・少子高齢化社会の進展や景気低迷、土地価格の下落など厳しい社会経済情勢の中で、事業費の確保が難しい状況にあり、施行期間の長期化が避けられず、地権者の不安と不満が増大してきていることから、今後の土地区画整理事業のあり方について、あらためて検討することが必要となっています。
- 2 盛岡南新都市土地区画整理事業については、国の特殊法人改革の方向性により、期限内の整備終了が求められており、市が行う関連整備や各種調整も期限内に実施する必要があります。
- 3 盛岡駅西口地区の商業業務地区については、市有地の処分や企業誘致を推進していく必要があります。
- 4 市街地再開発事業については、中心市街地活性化の観点から既存拠点施設の再整備が求められており、厳しい経済情勢の中にあるものの事業の進展を図ることが必要とされています。
- 5 組合施行による土地区画整理事業については、事業の実施そのものが困難な状況を踏まえて、適切な指導を行っていくことが必要とされています。

■ 基本的方向 ■

- 1 土地区画整理事業については、事業費の確保や保留地の処分、コスト縮減等に努め、整備を進めていくとともに、事業進捗状況や見通し、事業のあり方等について、地権者等に説明し、今後の方向性や整備手法について検討していくこととします。また、未整備箇所における生活環境改善要望についても、対応していくこととします。
- 2 盛岡南新都市土地区画整理事業については、社会資本整備総合交付金を導入し、国及び県、独立行政法人都市再生機構と連携して、期限内の施設整備及び各種調整を行っていくこととします。
- 3 盛岡駅西口地区の商業業務地区については、庁内組織である「財産活用推進室」を中心として、市内はもとより広く県内外に働きかけながら、市有地の処分や企業誘致を推進していきます。
- 4 市街地再開発事業については、庁内組織である「中心市街地活性化対策事務局」を中心として、盛岡商工会議所や盛岡まちづくり株式会社等とも連携し、既存拠点施設の再整備等に取り組みとともに、「中央通二丁目地区」や「八幡町地区」の優良建築物等整備事業などの意欲ある民間事業者を支援していきます。
- 5 組合施行による土地区画整理事業については、事業状況等を見極めながら、事業の収束に向けて適切な指導を行っていくこととします。

■ これからの課題 ■

- 1 平成 24 年度の国からの交付金に係る街路事業費は、きびしい予算配分となっていますが、公共交通利用促進や中心市街地活性化などに視点を絞りながら、より効率的で効果的な整備を引続き行う必要があります。
- 2 歩行者・自転車の事故件数は、3 年連続で減少傾向となっていますが、ブルーゾーン⁴¹など交通手段が輻輳しないような安全確保のための施策推進が課題となっています。
また、自動車の交通手段分担率は減少傾向となっていますが、自転車の交通手段分担率は増加しており、今後もマイカーを抑制し、公共交通と自転車利用促進を図る交通環境を構築する施策を促進する必要があります。
- 3 バス、鉄道の利用者数は、減少に歯止めがかかった状況となっていますが、目標値を下回っていることから、現在取組んでいる施策の推進とともに、本格実施となった「まちなか・おでかけパス事業」における中心市街地活性化との連携のような他施策との連携や、バス空白地対策についても検討を行う必要があります。
また、駅へのアクセス性の向上等のために、自由通路整備等による交通結節点の強化を図る必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 もりおか交通戦略施策の実現のための街路事業の促進として、中心市街地活性化、公共交通利用促進の視点で策定した「もりおか交通戦略」に位置づけた歩行者・自転車空間確保やバス走行空間確保のために、次の路線の整備を促進します。
・盛岡駅南大通線（大沢川原工区） ・明治橋大沢川原線 ・梨木町上米内線
また、盛岡駅東口については、24 年度の交通量調査結果及び交通処理の検討結果を踏まえ、駅前広場等の改善に取り組みます。
- 2 自転車走行空間の整備促進として、「自転車走行空間整備計画」に基づき、現在事業中の岩手大学前市道（市道本町通二丁目上田四丁目線）や国の事業で整備を進めている国道 46 号等の取り組み状況を踏まえ、ブルーゾーン整備手法のマニュアル化やネットワーク計画等の整備計画の拡充を図ります。
- 3 高齢者にやさしいバス施策の推進として、24 年度より本格実施している「まちなか・おでかけパス」については、利用者アンケート調査等による効果分析を行い、更なる利用促進を図るとともに、近年課題となっているバス空白地域について高齢者の交通手段の確保等の視点で取り組みます。
また、交通結節点については、地域要望が高い JR 仙北町駅自由通路へのエレベーター設置等に取り組みます。

⁴¹ ブルーゾーン：市が整備を進めている自転車専用通行帯等の自転車走行空間を総称してブルーゾーンと呼びます。

■ これからの課題 ■

財政運営面においては、これまでの取組により一定の成果をあげてきたところですが、未だ市債残高も多額であること等から、引き続き健全運営に努めていくことが必要です。

- 1 市税の収納率については、平成23年度下半期から納税推進センターを開設し初期滞納者への納税勧奨などに取り組み、大震災の影響等により目標達成はできませんでしたが、前年度を上回る実績となりました。大震災の影響は複数年続く状況下ではありますが、税負担の公平性や財源確保の観点からも、収納率向上に向けた強化を図る必要があります。

＊「市税収納率」23年度実績値 92.0%（22年度実績値 91.6%、21年度 91.7%）

- 2 財政状況を示す指標である「経常収支比率」⁴²及び「実質公債費比率」⁴³については、23年度実績は次のとおりです。経常収支比率については、硬直的な財政状況に変わりはなく今後とも支出の抑制と収入の確保に努める必要があります。実質公債費比率については、市債の新規発行を抑制して、引き続き公債費の縮減に努める必要があります。

＊「経常収支比率」23年度実績値 94.3%（22年度 90.4%、21年度 95.9%）

＊「実質公債費比率」23年度実績値 13.6%（22年度 13.3%、21年度 13.3%）

- 3 未利用市有地については、処分及び貸付けを推進し、公有財産の有効利用を図る必要があります。
- 4 公共施設の管理運営について、既存の施設に加え、今後新たに整備される施設を全て維持し続けることは、今後の財政運営に多大な負担を強いることから、「長寿命化」や「施設保有量の最適化」等のアセットマネジメント⁴⁴の考え方を踏まえて計画的に取り組む必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 市税については、引き続き適正な賦課に努めるとともに、収納率の向上のため、厳正な滞納処分の執行など滞納解消への取組を進めます。また、コンビニ収納など納税者の利便性向上と併せて、夜間、休日納付相談や納税推進センターでの初期滞納者への納税勧奨による納税確保に努めます。
- 2 「経常収支比率」の改善に向けては、公債費等の経常的支出の抑制と経常一般財源である市税等の収納確保に努めます。「実質公債費比率」については、総合計画事業等の着実な推進のため市債の発行は避けられませんが、引き続き、臨時財政対策債を除く市債の新規発行額を予算総額の8%以内かつ元金償還額以内に抑え、公債費の縮減を図ります。
- 3 未利用市有地については、処分及び貸付けを積極的に進めます。
- 4 現在収集している公共施設の劣化や稼働率等のデータを基に、今後の市全体の公共施設の管理に係る基本方針を定めることとし、アセットマネジメントの考え方を取り入れた公共施設の維持管理の手法の構築を推進します。

⁴² 経常収支比率：財政構造の弾力性を判断するための指標で、税など毎年度経常的に収入される一般財源に対する、人件費や扶助費、公債費などの名年度の経常的に支出する経費に充てられた一般財源の割合を見るものです。この比率が高くなるほど、公共施設の整備など投資的な経費に充当する財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しくなります。都市にあっては70～80%にあるのが望ましく、80%を超えると財政構造の弾力性が失われつつあるといわれています。

⁴³ 実質公債費比率：公債費による財政負担の程度を見る指標で、税などの一般財源に対する公債費や地方公営企業（特別会計を含む）の公債費への一般会計繰出金及び一部事務組合の公債費への負担金等の割合を3カ年の平均として表すものです。18%以上になると、地方債の発行に際し、協議制であったものが県の許可が必要になりますし、25%以上になりますと財政健全化団体に指定され単独事業等の起債が制限されます。さらに35%以上になりますと財政再生団体として、一般公共事業債等の起債についても制限されます。

⁴⁴ アセットマネジメント：33ページ参照

■ これからの課題 ■

- 1 計画的に事業等を進めるため、平成17年度から26年度までを計画期間とする総合計画を適切に進行管理する必要があります。また、総合計画の計画期間が26年度までとなっていることから、次期総合計画の策定に着手する必要があります。
- 2 「盛岡市自治体経営の指針及び実施計画」のこれまでの取組の成果を踏まえ、新たな自治体経営指針を策定し、将来にわたり持続可能なまちづくりを支える経営基盤を構築する必要があります。
- 3 行政評価システムでは、外部評価委員会より、評価の客観性・信頼性を高めるため評価の改善が必要であるとの指摘を受けたほか、職員アンケートにおいても課題が指摘されており、システムの見直しが必要となっています。
- 4 民間活力を取り入れるため、指定管理者制度の活用を推進していますが、市民サービスの更なる向上が求められています。
- 5 市政の透明性を高めるため、行政文書の適正な管理を進める必要があります。
- 6 行政事務を公正に執行し、市政に対する市民の信頼をより一層高めていく必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 行政評価システムを活用し、総合計画の適切な進行管理に努めます。また、新たな総合計画策定に向け、アンケート調査や市民意見の募集など具体的な取組を展開します。
- 2 新たな「自治体経営の指針及び実施計画」に基づき、各般の施策を推進し、強固な経営基盤を構築します。
- 3 行政評価システムについては、外部評価委員会の意見等を踏まえ、評価手法を見直しより実効性の高いシステム運用を目指します。
- 4 指定管理者制度については、履行状況の確認や第三者評価により適切な管理運営に努めるとともに、公民連携のあり方について検討します。
- 5 文書管理システムを活用し、文書の起案から保存までの事務を一体的に行うとともに、保存文書の検索性を高めるなど、効率的で適正な文書管理に努めます。
- 6 包括外部監査の有効活用を図るとともに、監査機能の充実を図ります。また、適切な工事が執行されるよう、工事指導検査体制を確立します。

■ これからの課題 ■

- 1 シティセールスの向上や市民への説明責任の強化をより一層図るため、戦略的観点に基づいた市政情報の発信を行う必要があります。
- 2 情報公開制度については、職員の理解向上と行政文書の適正な管理が必要であるほか、制度の利便性を向上させ、行政情報の利用の促進を図る必要があります。
- 3 NPO等との協働推進については、協働意識の醸成をより一層深めるとともに、NPOや地縁団体の活動を支援する必要があります。
- 4 地域協働⁴⁵の取組については、市民の理解を深めながら順次拡大を図り、多様な主体による地域づくりを進めていく必要があります。
- 5 まちづくり懇談会については、懇談内容の充実を図る必要があります。
- 6 パブリックコメント⁴⁶については、案件により市民の意見の提出状況に開きがあることから、より多くの意見が提出されるよう取り組む必要があります。
- 7 パブリックインボルブメント⁴⁷については、更に、多くの機会に活用すべく制度の周知等の取組が必要です。
- 8 「盛岡ブランド推進計画」の計画期間が平成26年度までとなっていることから、これまでの取組を総括し、今後のブランド推進のあり方を検討する必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 広報戦略指針の見直しや行動計画の策定を含め、全庁的・戦略的な市政情報の発信の仕組みづくりを行います。
- 2 職員の情報公開制度の理解向上に関する指導を徹底するとともに、各種行政資料の公表のほか、文書件名のインターネットでの公開など、情報公開の推進に努めます。
- 3 公募型協働推進事業等により市民が市政に対し提案・参加しやすい環境づくりを推進するとともに、職員に対する情報提供により協働意識の醸成を図るほか、「もりおか市民活動支援室⁴⁸」を活用し、NPOや地縁団体に対する情報提供や活動支援の充実に努めます。
- 4 地域協働については、23年度のモデル地区での試行の検証を行うとともに、制度の周知と取り組むための環境を整備し、実施地区の拡大を図ります。
- 5 まちづくり懇談会では、地域の課題に配慮しながら市民の提言や意見を懇談事項とし、ともに考え、建設的な議論が深まるような運営に努めます。
- 6 パブリックコメントについては、市民が理解しやすいよう論点の整理、図表の活用による分かりやすい資料を添付することや説明会の開催などにより、広く意見が提出される環境を整えるよう努めます。
- 7 パブリックインボルブメントについて、更に制度の周知に努め、市事業等における企画、構想段階からの住民参画を推進します。
- 8 歴史と自然に恵まれた盛岡の都市としてのイメージを都市ブランドとして確立し、都市としての魅力を内外に発信するため、市民との協働の観点も入れながら、これまでの取組を総括しながら、新たなブランド推進計画の策定に着手します。

⁴⁵ 地域協働：地域コミュニティにおいて、地域の多様な主体が活力を結集し、相互に連携・分担して、地域が必要とする社会的サービスの提供に、主体的かつ効果的・効率的に取り組むものです。

⁴⁶ パブリックコメント：重要な施策や計画などを策定する場合に、その原案などを公表し、広く住民の意見や情報を求め、提出された意見などを考慮、検討して決定する仕組みです。

⁴⁷ パブリックインボルブメント：直訳すれば「市民を巻き込むこと」となりますが、都市計画や公共事業などの構想・計画段階や事業実施段階において、住民がその計画等の策定に加わることをいいます。

⁴⁸ もりおか市民活動支援室：町内会・自治会、NPO等の活動支援や連携支援を行い、団体の活動活性化と市民協働のまちづくり実現のための基盤整備を行います。（プラザおでって1階）

■ これからの課題 ■

- 1 社会経済情勢の変化に伴う新たな行政課題や多様化する市民のニーズに柔軟に対応できる簡素で効率的な組織体制を構築する必要があります。
- 2 事務事業の整理, 組織の合理化, 職員の適正配置及び積極的な民間委託の推進などを通じて, 一層の定員管理の適正化を推進する必要があります。
- 3 職員の給与等勤務条件について, 国, 県や他団体との均衡の観点等から, 一層の適正化を推進する必要があります。
- 4 厳しい財政状況の中, 市民の負託に応え信頼される質の高い行政を実現するため, まちづくりの担い手である職員一人ひとりの意識改革を図るとともに, 政策形成能力や職務遂行能力の向上など, 職員の能力開発を推進する必要があります。
- 5 職員は, 自らの行動が公務の信用に及ぼす影響を深く認識し, 公務員としての資質の向上及び公務員倫理に関する意識の高揚に努めるとともに, 法令遵守を徹底し, 公正な職務の執行に当たる必要があります。また, 職員の逮捕事案に関する再発防止のため, 特に市発注工事におけるチェック体制などの強化を図る必要があります。
- 6 職員が心身ともに健康で能力を十分に発揮し, 公務能率の維持・向上が図られるよう, 職員の安全衛生管理を推進する必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 中核市としての機能を十分に発揮でき, 真に取り組むべき課題に重点化された組織の実現を目指して, 全庁的な取組により, 政策目標を効果的に達成し得る簡素で効率的な組織・人員体制を整備します。
- 2 「盛岡市定員適正化計画」及び「盛岡市自治体経営の指針及び実施計画」に基づき, 事務事業や施策の内容, 対応すべき行政需要の範囲等を検証しながら, 自治体規模及び行政目的に見合った適正な職員定数とします。
- 3 人事院勧告及び岩手県人事委員会勧告の動向等を踏まえ, 職員団体とも協議を進めながら, 市民の理解が得られる適正な給与等勤務条件とします。
- 4 職員が自律的に学び, 新たな課題等に挑戦していく意欲を高められるよう策定した「人を活かす人事システム」の各制度を効果的に運用することにより, 選択研修及び派遣研修等における公募の実施, キャリア開発研修の実施, 民間企業への派遣研修の実施など, 引き続き研修内容の充実に努めるとともに, 職員自らが業務改善や職場環境を見直す組織風土を醸成することにより, 市民起点に基づく市民サービスの向上を図ります。
- 5 「盛岡市市政における公正な職務の執行の確保に関する条例」及び「職員倫理規程」に基づき, 公務員倫理及び法令遵守に関する職員の意識の徹底と職場風土の改革に努め, 市民の負託に応え, 信頼される市政を確立します。特に, 市発注工事におけるチェック体制の強化を図るため, 工事検査に係る組織体制の整備を図ります。
- 6 職員の安全管理の一層の充実に努め, 公務上及び通勤途上の災害の防止に努めるとともに, 各種健康診断や健康相談, メンタルヘルス⁴⁹研修会の実施などにより, 職員の心身の健康の保持・増進に努めます。また, 職員の元気回復を図るため, 各種レクリエーション行事の開催や人間ドック利用補助等の福利厚生事業を実施します。

⁴⁹ メンタルヘルス：精神の健康促進を図ったり, 精神障害の予防や治療を図ったりする活動及び研究のことです。

■ これからの課題 ■

- 1 市民が、より快適に、行政手続や窓口サービスを利用できるように、窓口事務の改善が求められています。
- 2 諸証明交付サービスに係る利用者の利便向上に向けて、住民票の写し・印鑑登録証明書⁵⁰の自動交付機の利用を推進する必要があります。
- 3 住民基本台帳カードを活用した行政サービスの向上に向けて、カードの利活用とカードの普及推進が求められています。
- 4 市民がいつでもどこでも、より簡単に行政手続や情報入手が行える電子市役所を構築し、行政サービスの向上を図る必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 窓口サービス向上対策推進方針と実施計画に基づき、窓口事務の改善を推進します。
- 2 自動交付機の稼働状況や設置効果等を検証し、民間施設への設置も含め、自動交付機の利用推進に向けた調査を行います。
- 3 住民基本台帳カードの活用については、総務省が実施する証明書類コンビニ交付の実証実験等の動向を見守りながら検討します。
- 4 行政サービスの向上と行政事務の効率化に向けて、電子納品⁵⁰の導入に取り組みます。

↓案内表記が3か国語になりました。



市庁舎本館1階 市民登録課窓口

⁵⁰ 電子納品：これまで紙によってやりとりされていた調査・設計・工事等各業務段階の最終成果物（報告書図面、写真等）を電子データの形で納品することです。

■ これからの課題 ■

- 1 国では、地域の自主性及び自立性を高めるため、平成23年度には地方分権推進計画に基づく義務付け・枠付けの見直しを行うなど、地方分権を推進しており、県においても県事務の市町村への権限移譲を推進していることから、中核市として市民サービスの向上を図るため、これらのメリットを最大限に生かしたまちづくりを推進する必要があります。
- 2 住民の日常生活圏や産業活動の広域化とともに、全国的に地域間競争がますます激しくなる中で、盛岡広域圏の一体的な発展を進めるため、盛岡広域圏の市町村と協力して地域資源の活用を図るとともに、共通課題の解決に向けて連携し取り組む必要があります。
- 3 地方分権が進展する中で、市の現状と課題を踏まえた政策立案や職員の政策形成能力の向上を図る必要があります。
- 4 「地域経済の活性化」と「地域雇用の創造」を実現するため、総合特区⁵¹や構造改革特区、地域再生計画などの制度活用を図り、市民や関係団体等への更なる周知に努める必要があります。

■ 基本的方向 ■

- 1 国、県から移譲された多くの権限を生かし、住民に最も身近な行政主体として、地域における行政の自主的、総合的な実施の役割を担い、中核市にふさわしい自立した都市を創造します。また、県事務のうち主に政令市や盛岡広域振興局が行っている事務や市が担う方が住民福祉の向上につながる事務について、県からの権限移譲を更に推進します。
- 2 8市町村の首長で構成する盛岡広域市町村長懇談会において、構成市町村共通の行政課題に連携して取り組み、求心力のある中核的な都市圏の形成、圏域の一体的な発展及び住民福祉の一層の向上を図ります。
- 3 岩手県立大学との共同により設置している「盛岡市まちづくり研究所」において、引き続き市の施策に反映すべき研究を進めます。
- 4 総合特区や構造改革特区、地域再生計画などについて、地域の活性化につながる効果的な制度利用を図れるよう職員の情報共有を徹底し、ホームページや広報紙等を活用し広く市民や関係団体等への周知を図り、制度利用の促進に努めます。

⁵¹ 総合特区：地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、規制の特例措置及び税制・財政・金融上の支援措置等を総合的な政策パッケージとして実施するものです。主として規制の特例措置を対象とする構造改革特区とは財政上等の支援の有無で異なります。